



経理各システム

基本操作説明書

(顧問先経理中級：インボイス対応編)

- ・本書は、“経理システム”のご利用者向けの説明書です。
ご利用にあたって、本書や画面上に表記されている表現は、以下のとおり読み替えてください。
顧問先 ⇒ 企業、会社、個人事業主、納税者

もくじ

第1章	準備編	・・・ 1
第2章	顧問先情報	・・・ 7
第3章	仕訳入力・月次処理	・・・ 9
第4章	応用編（会計事務所と運用方法を確認）	・ 3 1
第5章	まとめ	・・・ 5 5
	付録 経理処理における仕訳例	・・・ 5 7

※本書の画面で使用されているデータは、国税庁掲載のサンプルデータおよびエッサムが入手した画像（一部加工）を使用しております。



※「科目体系：法人一般（3桁・報告式）」で新規作成し、講習用例題として科目や摘要を入力しています。科目コード、摘要語句等、適宜規定のものにおきかえてご入力ください。

※本書は、ヘルプ「税制改正・機能強化内容」より抜粋して作成しています。

準備編

インボイス制度とは..

令和5年10月に開始される「適格請求書等保存方式（以降、インボイス制度）」とは、複数税率に対応した消費税額の仕入税額控除の方式です。

インボイス制度の下では、「インボイス（適格請求書）」などと帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス制度により、顧問先がインボイスを発行するためには、事前に『適格請求書発行事業者』の登録が必要となります。『適格請求書発行事業者』として登録した際に登録番号が発行されます。

税法	消費税法創設		軽減税率導入	インボイス制度導入
年表	平成1.4.1	平成9.4.1	令和1.10.1	令和5.10.1
仕入税額控除	帳簿方式	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)
税率構造	単一税率制度		複数税率制度	

インボイス（適格請求書）とは..

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えることができる請求書・納品書・領収書その他類するもののことです。

インボイス	簡易インボイス																																																						
<p>請求書 △△商事(株) 登録番号 T012345- 11月分 131,200円 × ×年11月30日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 *</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">...</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000円</td> <td>消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>40,000円</td> <td>消費税 3,200円</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td>80,000円</td> <td>消費税 8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,000円	11/1	豚肉 *	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	...			合計	120,000円	消費税 11,200円	8%対象	40,000円	消費税 3,200円	10%対象	80,000円	消費税 8,000円	<p>スーパー○○ 東京都... 登録番号 T:23456- ××年11月30日</p> <p>領収書</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ヨーグルト*</td> <td>1</td> <td>¥108</td> </tr> <tr> <td>カップラーメン*</td> <td>1</td> <td>¥216</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td>1</td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥874</td> </tr> <tr> <td>B%対象</td> <td></td> <td>¥224</td> </tr> <tr> <td>内 消費税額</td> <td></td> <td>¥24</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td></td> <td>¥550</td> </tr> <tr> <td>内 消費税額</td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td></td> <td>¥1,000</td> </tr> <tr> <td>お釣</td> <td></td> <td>¥126</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 過半税引又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能</p>	ヨーグルト*	1	¥108	カップラーメン*	1	¥216	ビール	1	¥550	合計		¥874	B%対象		¥224	内 消費税額		¥24	10%対象		¥550	内 消費税額		50	お預り		¥1,000	お釣		¥126
日付	品名	金額																																																					
11/1	魚 *	5,000円																																																					
11/1	豚肉 *	10,000円																																																					
11/2	タオルセット	2,000円																																																					
...																																																							
合計	120,000円	消費税 11,200円																																																					
8%対象	40,000円	消費税 3,200円																																																					
10%対象	80,000円	消費税 8,000円																																																					
ヨーグルト*	1	¥108																																																					
カップラーメン*	1	¥216																																																					
ビール	1	¥550																																																					
合計		¥874																																																					
B%対象		¥224																																																					
内 消費税額		¥24																																																					
10%対象		¥550																																																					
内 消費税額		50																																																					
お預り		¥1,000																																																					
お釣		¥126																																																					
①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	同左																																																						
②取引年月日	同左																																																						
③取引の内容（軽減対象資産にはその旨）	同左																																																						
④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）																																																						
⑤税率ごとに区分した消費税額等	⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率																																																						
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	記載不要																																																						

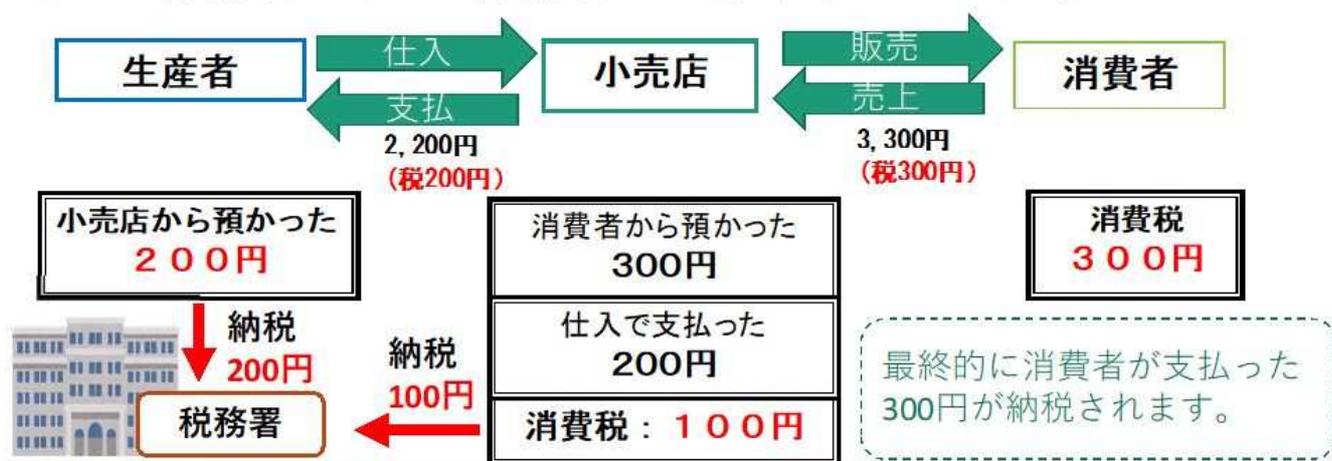
なぜインボイスが必要か???

その前に・・・消費税の仕組み

消費税を納めている会社（課税業者）は預かった消費税（仮受消費税）と支払った消費税（仮払消費税）を相殺して納付する事（仕入税額控除）で、二重課税を防ぐ仕組みになっています。

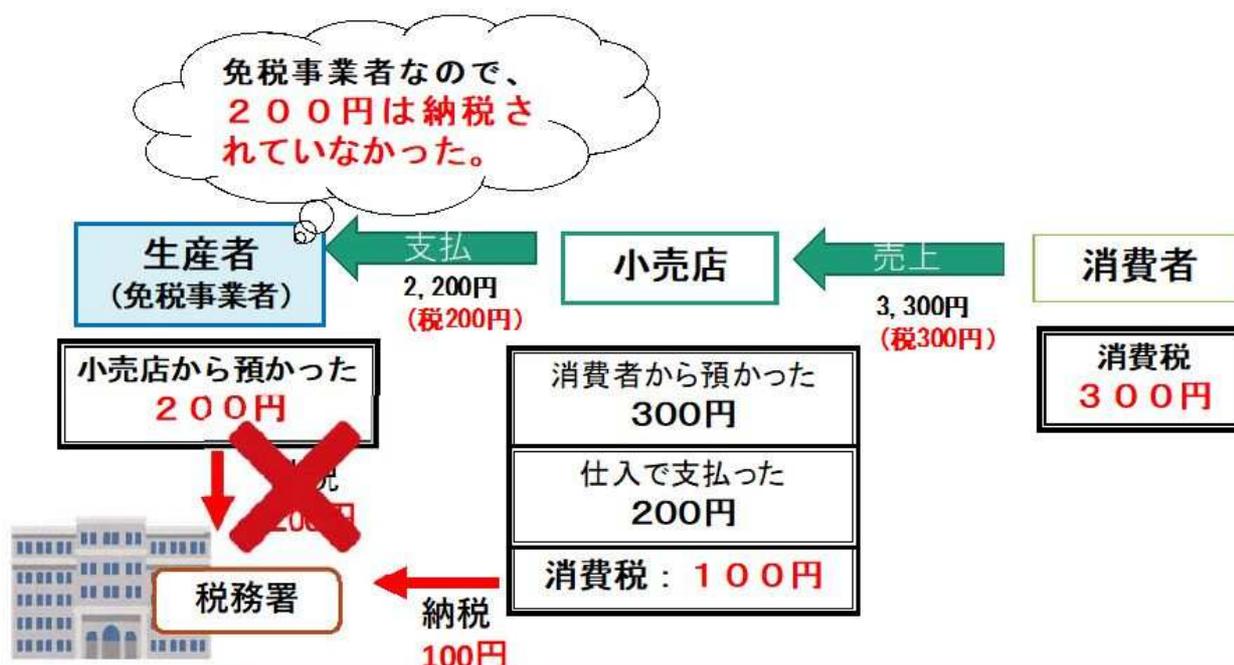
仕入税額控除とは？

売上の消費税額から仕入の消費税額を差し引く仕組みのことです。



これまでは・・・

免税事業者（消費税を納めていない会社）は預かった消費税（仮受消費税）を納めていない不公平感がありました。



〈税務相談〉消費税《インボイス方式適用後において免税事業者が消費税額の請求をすることの是非》

(20頁)

略歴 国税庁消費税課課長補佐、税務大学校研究部教授、麻布税務署副署長、東京国税局課税第二部統括国税調査官、東京国税局消費税課長、町田税務署長、豊島税務署長を経て、現在税理士

インボイス方式適用後において免税事業者が消費税額の請求をすることの是非

Q インボイス方式が適用される令和5年10月1日以後の取引について、免税事業者が消費税額の請求をすることはできなくなるのでしょうか。

A インボイス方式の適用後の取引に係る免税事業者の取引金額に係る請求について消費税額の請求をすることを禁止する規定はありませんが、「消費税額」ではなく「消費税相当額」として請求することが良いものと考えます。

税務通信3700号より

2023年10月1日～

免税事業者からの仕入れは仕入税額控除を認められなくなる！



ただし、激変緩和の観点から、段階的な経過措置が取られます。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

免税事業者のままですと・・・

- ・消費税額分の値引きを要求される可能性
- ・取引自体が中止となる可能性
- ・これまで請求していた消費税分の金額の請求が難しくなる

課税事業者になり、「適格請求書発行事業者」として登録し、請求書等に「T」で始まる登録番号を印字するか判断が必要です。

◆ 納税義務者の分類 ◆



インボイスに対応した取引は課税事業者同士のみ認められています。
売上が1000万以下の免税事業者でも、適格請求書発行事業者の登録申請を出して課税事業者になることができます。

適格請求書発行事業者の登録申請書 記載例

次葉 [2/2]

※ 法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載してください。

「免税事業者の確認」欄（個人事業者の場合）

該当する事業者の区分に該当する場合は「○」を付し記載してください。	
免税事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年10月1日以前に令和11年9月30日までの間の課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第18号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
個人番号	XXXXXXXXXX
事業年度	令和5年10月1日～令和6年9月30日
資本金	1000万円
業種	業

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0022012-012.pdf>

適格返還請求書（返還インボイス）

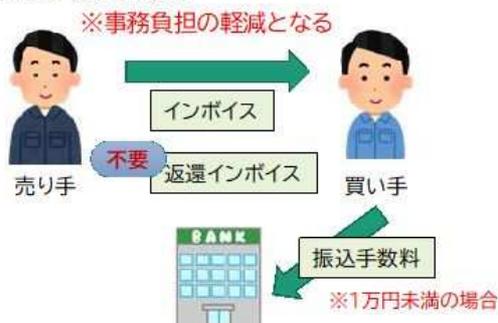
【令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につきおこなう売上に係る対価の返還等について適用】

売上に係る対価の返還等をおこなった場合、次の事項を記載した「適格返還請求書」（返還インボイス）を交付しなければなりません。

《売り手が手数料を負担するケース①》

売上値引として処理

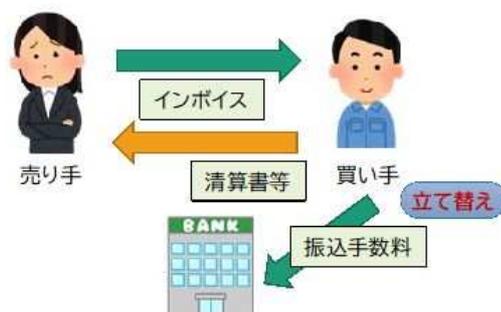
◆ 振込手数料分を商品代金から値引きしたと考える場合



《売り手が手数料を負担するケース②》

支払手数料(課税仕入)として処理

◆ 振込手数料を買い手が立て替えたと考える場合



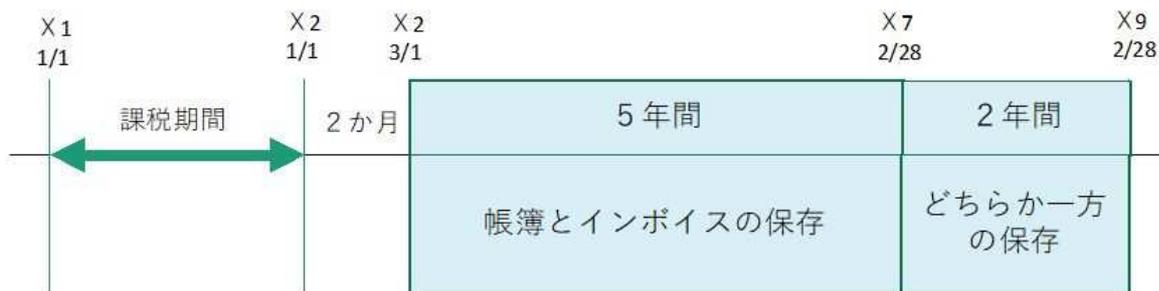
売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除されます。（令和5年度改正）

保存期間

保存期間は7年間

帳簿とインボイスは、課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日（確定申告期限の翌日）に保存を開始し、その後7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。

ただし、6年目以後は、いずれか一方の保存で足りります。



消費税インボイス制度直前準備ガイド（小冊子）より

インボイスの授受が困難である取引

インボイスの交付義務が免除される特例、インボイスの保存を不要とする特例には次のようなものがあります。

取引	売手インボイス	買手インボイス
① 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（公共交通機関特例） ② 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便局特例） ③ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）	交付義務免除	インボイス不要
④ 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（卸売市場特例） ⑤ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（農協特例）	交付義務免除	卸売業者、農協等が交付する書類を保存
⑥ 入場券等が使用の際に回収される入場料等（回収特例）	簡易インボイスを交付して回収	
⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費・通勤手当等（出張旅費等特例） ⑧ 古物商が行うインボイス発行事業者以外からの古物（棚卸資産）の購入 ⑨ 質屋が行うインボイス発行事業者以外からの質物（棚卸資産）の購入 ⑩ 宅地建物取引業者が行うインボイス発行事業者以外からの建物（棚卸資産）の購入 ⑪ インボイス発行事業者以外からの再生資源等（棚卸資産）の購入	インボイス発行事業者でない	インボイス不要

消費税インボイス制度直前準備ガイド（小冊子）より

取引	
①	3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（公共交通機関特例）
②	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便局特例）
③	3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）
④	出荷者等が卸売市場において行う生鮮食品等の販売（卸売市場特例）
⑤	生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（農協特例）
⑥	入場券等が使用の際に回収される入場料等（回収特例）
⑦	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費・通勤手当等（出張旅費等特例）
⑧	古物商が行うインボイス発行事業者以外からの古物（棚卸資産）の購入
⑨	質屋が行うインボイス発行事業者以外からの質物（棚卸資産）の購入
⑩	宅地建物取引業者が行うインボイス発行事業者以外からの建物（棚卸資産）の購入
⑪	インボイス発行事業者以外からの再生資源等（棚卸資産）の購入



対象となる取引(ガイド選択)	
帳簿のみ保存の特例	
+0	公共交通機関特例
+1	出張旅費等特例
+2	自動販売機特例
+3	回収特例
+4	郵便切手等特例
+5	質屋特例
+6	古物商特例
+7	再生資源等特例
+8	宅地建物特例

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理への対応

インボイスでは、1つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理になります。個々の商品ごとに消費税額を計算し、その合計額を税率ごとの消費税額として記載することは認められませんので、注意が必要です。

【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

【例③：認められる例】

請求書						
〇〇(株) 御中		〇年11月30日		（株）△△		
請求金額（税込）60,195円		(T123...)				
※は軽減税率対象						
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計(内税)				29,223	2,164	31,387
10%対象税込計(内税)				30,972	2,815	33,787

※補足※

切上げ、切捨て、四捨五入など、端数処理の方法については、インボイス発行事業者が任意に選択できます。

案内例

消費税の計算方法を変更します

インボイス制度の開始に伴い、水道料金・下水道使用料の消費税の計算方法を変更します。使用水量によって、下記のように1円の差が生じる場合があります。

※下水道使用料についても同様です。

例) 水道料金(口径20mm 請求月分:10-11月 使用水量:30m³)の場合

変更前(令和5年9月30日まで) ※毎月消費税計算

10月(15m³) 2,305円×1.10=2,535.5円(小数点以下切捨て)→2,535円

11月(15m³) 2,305円×1.10=2,535.5円(小数点以下切捨て)→2,535円

合計 5,070円→請求額 5,070円(うち消費税相当額 460円)

変更後(令和5年10月1日から) ※2か月分

10月(15m³) 2,305円

11月(15m³) 2,305円

合計 4,610円×1.10=5,071.0円(小数点以下切捨て)→5,071円

請求額 5,071円(うち消費税相当額 461円)

問合せ 営業課 TEL 714-3084 FAX 832-3344



インボイス
について
詳しくは
こちらから

2-1 適格請求書発行事業者登録番号の入力・確認

①適格請求書発行事業者登録番号

インボイス制度の開始に伴い、適格請求書発行事業者の登録申請をおこない、適格請求書発行事業者として登録された際に発行された登録番号を入力してください。

登録番号は、『適格請求書発行事業者の登録通知書』で確認できます。

通知書は、【電子申告システムメニュー】の画面右下の「受付システム（e-Taxホームページ）通知書等一覧へ」をクリックし、顧問先の利用者識別番号でログインすると確認できます。

トップメニュー内『12. 顧問先情報』⇒『01. 顧問先基本情報』

【顧問先・代表者】【顧問先・納税者】

・顧問先が“法人”の場合

法人番号を入力している場合、適格請求書発行事業者登録番号は法人番号の先頭に“T”がついた番号のため、[引用≫]を選択すると、番号が表示されます。

法人番号を入力していない場合は、「適格請求書発行事業者登録番号」が入力項目（入力欄が白色）になります。法人番号を入力または、通知書の登録番号を入力してください。

【顧問先・代表者】

・顧問先が“個人”の場合

通知書に記載されている登録番号を入力してください。

【顧問先・納税者】

②消費税の設定

【消費税】に『適格請求書発行事業者情報』欄を追加しました。

【顧問先・代表者】で入力した「適格請求書発行事業者登録番号」が表示されます。

- ・【Ver.R05.1】セットアップ前に「適格請求書発行事業者登録番号」を入力した場合は、「開始年月日」に令和5年10月1日が入力されます。
- ・【Ver.R05.1】セットアップ後に「適格請求書発行事業者登録番号」を入力した場合は、「開始年月日」を入力してください。

事業年度に適格請求書発行事業者の登録開始年月日（『適格請求書発行事業者情報』欄の「開始年月日」）が含まれる場合は、【適格請求書発行事業者前】【適格請求書発行事業者後】が設定できます。それぞれで設定してください。

例) 事業年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日

令和5年9月30日までは免税事業者、10月1日から課税業者(本則課税)に変更になった場合

『e-PAP 財務会計』【01.事前登録処理】→[消費税処理設定]と相互連動しています。

『e-PAP 財務会計』のみで設定する項目もあります。

【適格請求書発行事業者前】

事業年度の途中で変更できない項目は、設定を変更できません。

仕訳入力・月次処理

インボイス

消費税率区分一覧表

入力区分	税率区分	課税区分	請求書等有無区分
0 税外	0 0.00%	0 不課税	0 請求書なし
1 税抜き	1 3.00%	10 課税売上	1 適格請求書あり
2 税込み	2 5.00%	20 対価の返還(課税売上)	2 課税仕入以外の取引
	3 8.00%	30 輸出売上	3 帳簿のみ保存の特例
	4 軽9.00%	31 対価の返還(輸出売上)	4 80%控除対象
	5 10.00%	32 輸出売上(非課税資産)	9 不明
	9 不明	33 対価の返還(非課税輸出)	
		34 非課税売上	
		35 対価の返還(非課税売上)	
		36 有価証券等の譲渡	
		37 課税売上に係る貸倒れ回収	
		40 課税仕入(課税売上に係る仕入)	
		41 対価の返還(課税売上に係る仕入)	
		42 課税売上に係る特定課税仕入	
		43 課税売上に係る特定課税仕入の返還	
		44 課税売上に係る消費者向国外電気通信	
		45 課税売上に係る課税貨物	
		46 課税売上に係る課税貨物 国税	
		47 課税売上に係る課税貨物 地方消費税	
		50 課税仕入(非課税売上に係る仕入)	
		51 対価の返還(非課税売上に係る仕入)	
		52 非課税売上に係る特定課税仕入	
		53 非課税売上に係る特定課税仕入の返還	
		54 非課税売上に係る消費者向国外電気通	

削	決	No.	月日	借方	貸方	金額	摘要											
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
		1	10	1	7143			仕入高5	111	現				110,000				
								税込 10%	40				以外	10,000				

① 仕訳入力欄

9月の仕訳入力画面もインボイス対応状態になります。

9月	No.	月日	借方	貸方	金額	摘要											
		内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
	1	9	1	712			商品 仕入高	111	現				33,000				9月分仕入
	2						税込 10%	40	あり			以外	3,000				

10月	No.	月日	借方	貸方	金額	摘要											
		内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
	14	10	1	712			商品 仕入高	413	買				116,836				10月分仕入高
							税込 10%	40	4			以外	108,339				
							税込 10%	40				以外	8,497				

② 適格請求書等の有無、帳簿保存の特例等の入力

「請求書等有無区分」で、適格請求書等に関連する登録をおこないます。

仕訳伝票の日付が“令和5年10月1日以降”の場合は、プログラムで判断し、「請求書等有無区分」の入力ガイドがわかります。

9/30 以前

請求書等有無区分	
0	請求書なし
1	請求書あり
2	課税仕入以外の取引
9	不明

10/1 以降

請求書等有無区分	
0	請求書なし
1	適格請求書あり
2	課税仕入以外の取引
3	帳簿のみ保存の特例
4	80%控除対象
9	不明

「3.帳簿のみ保存の特例」を選択した場合に“摘要”で「入力ガイド」が表示されます。

帳簿のみ保存の特例		
+0	公共交通機関特例	税込3万未満
+1	出張旅費等特例	
+2	自動販売機特例	税込3万未満
+3	回収特例	
+4	郵便切手等特例	
+5	貴金属特例	
+6	古物商特例	
+7	再生資源等特例	
+8	宅地建物特例	

【適格請求書発行事業者からの仕入】

例 1

(株)エッサムの請求書の場合

101-0041
東京都千代田区神田須田町1-26-3
エッサム本社ビル9階

山田 花子税理士事務所 様
340-1-9999901-1204-*

お客様番号 1-010001

毎度お買い上げありがとうございます。下記の通りご請求させていただきます。 発行日: 2024 年 4 月 30日

お支払方法 郵便振込
下記の郵便払込用紙でご請求のお支払いをお願い申し上げます。
お支払いに大変便利な自動振替サービス（登録料手数料一切無料）もございます。
お問い合わせに関しては、エッサム受注サービスセンターまでご連絡ください。

請求期間
前回迄のご請求額(A) 0 円
ご入金額(B) 0 円
前回繰越額(C)=(A-B) 0 円
今回お買上金額(D) 119,450 円
今回お買上消費税(E) 10,586 円
仮受充当額(G) 0 円
今回お買上請求額(F)=(D+E-G) 130,036 円

今回ご請求額(C)+(F) 130,036 円

内 訳	金額
エッサム商品	116,836 円
エッサムファミリー会等	13,200 円

ご請求書
登録番号 T1010001012182

株式会社 エッサム

お問い合わせ先 受注サービスセンター
〒996-0053 山形県新庄市福田山中核工業団地
TEL 0233-22-4331 FAX 0120-540-554

ゆりかご倶楽部 会計事務所総合ショッピングプラザ
http://www.yurikago.net/ https://www.yurikago.net/plaza/

品区分	消費税	備 考
10%	10,433	
8%	153	
金額	104,330	消費税
(10%対象合計)	104,330	10,433
(8%軽減対象合計)	1,920	153
合計	106,250	10,586

エッサム商品
116,836 円の明細

- エッサム商品合計 116,836 円
 - (10%対象合計) 104,330+10,433=114,763
 - (8%軽減対象合計) 1,920+153=2,073
 - (計) 114,763+2,073=116,836
- エッサムファミリー会等 13,200 円

【例題】

10/1	商品仕入高 (712)	【10%】	／	買掛金 (413)	¥114,763	エッサム
10/1	商品仕入高 (712)	【軽8%】	／	買掛金 (413)	¥2,073	エッサム
10/1	諸会費 (749)	【不課税】	／	買掛金 (413)	¥13,200	EF会費

削決	No.	月日	借方					貸方					金額	摘要				
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区		請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋
	1	10	1	712	商品仕入高		413	買掛金					114,763	エッサム				
					税込	10%	40	あり		税外	0%	0	以外	内	10,433			
	2	10	1	712	商品仕入高		413	買掛金					2,073	エッサム				
					税込	軽8%	40	あり		税外	0%	0	以外	内	153			
	3	10	1	749	諸会費		413	買掛金					13,200	EF会費				
					税外	0%	0	以外		税外	0%	0	以外					



Point

適格請求書発行事業者かどうかの判断は登録番号で確認してください。

・T+13桁の場合と、ハイフンがついている場合があります。

登録番号 TXXXXXXXXXXXXX

登録番号 TX-XXXX-XXXX-XXXX

請求区分で適格請求書発行事業者かどうか判断します。

初期値は「1 適格請求書あり」です。

適格請求書発行事業者の場合は請求区分初期値のままを進めます。今まで通りの入力です。

請求書等有無区分	
0	請求書なし
1	適格請求書あり
2	課税仕入以外の取引
3	帳簿のみ保存の特例
4	80%控除対象
9	不明

削決	No.	月日	借方					貸方					金額	摘要				
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区		請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋
	1	10	1	712	商品仕入高		413	買掛金										
					税込	10%	40	あり		税外	0%	0	以外	内				

参考：金額欄等で【F4：電卓】を選択すると、電卓機能が利用できます。

削決	No.	月日	借方					貸方					金額	摘要				
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区		請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋
	1	10	1	712	商品仕入高		413	買掛金										
					税込	10%	40	あり		税外	0%	0	以外	内				

BS	CE	C	0.
MC	7	8	9 / √
MR	4	5	6 * %
MS	1	2	3 - 1/x
M+	0	+/-	. + =

例 税込金額(税抜金額+消費税額)を電卓で計算して入力する方法

- ① 税抜金額 (104,330) を入力し、[+]キーを押します。
- ② 消費税額 (10,433) 入力し、[Enter]キーを押します。
- ③ 再度[Enter]キーを押します。
- ④ 税込金額が金額欄に表示されます。

※小数点以下の数値は円未満切捨て金額欄に表示されます。

例 3

【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△

請求金額(税込) 60,197円 (T123...)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	+請求額税率⇒2,164
10%対象計				28,158	+請求額税率⇒2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

出典) 国税庁 適格請求書等保存方式 の概要 - インボイス制度の 理解のために - P. 8
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【例題】

10/2 商品仕入高 (712) 【税抜：軽8%】 / 買掛金 (413) ¥27,060 10月分仕入
 10/2 商品仕入高 (712) 【税抜：10%】 / 買掛金 (413) ¥28,158 10月分仕入
 (* 消費税の仕訳は省略しています。)

削決	No.	借方				貸方				金額	摘要						
		内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力		税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋
	6	10	2	712	商品仕入高			413	買掛金				27,060	10月分仕入			
					税抜	軽8%	40	あり	税外	0%	0	以外	2,164				
	7	10	2	712	商品仕入高			413	買掛金				28,158	10月分仕入			
					税抜	10%	40	あり	税外	0%	0	以外	2,815				

初期値は「税込」です。税抜で入力する場合は、カーソルを入力区分に戻して、「税抜」に変更してください。

「税抜」の場合は、消費税額に「外」と表示されます。

(参考) 新規作成時初期値

『01 事前登録処理』

→ 「31 基本情報登録・訂正」

“消費税処置設定”

→ 「32 勘定科目情報登録・訂正」

仕入科目の入力区分

入力方式

税抜き方式

税込み方式

併用方式

科目コード:

使用しない科目: 表示しない 表示する

使用	科目コード	勘定科目名称	標準税率	税率変更	入力区分	請求区分
<input checked="" type="checkbox"/>	712	商品仕入高	※:自動設定	変更なし	税込み	1:あり
<input checked="" type="checkbox"/>	713	仕入高1	※:自動設定	変更なし	税込み	1:あり
<input checked="" type="checkbox"/>	714	仕入高2	※:自動設定	変更なし	税込み	1:あり

【インボイスの保存がなくてもよい少額取引（1万円未満）の場合】

例 5



合計	2点	¥410
(内消費税等)		¥33)
(10%対象)	¥210	標準税率 ¥19)
(8%対象)	¥200	軽減税率 ¥14)
現金お預り		¥410

【例題】
 10/1 会議費 (757) 【10%】 / 現金 (111) ¥210 飲食代
 会議費 (757) 【軽8%】 / 現金 (111) ¥200 飲食代

削 決	No.	月 日	借 方					貸 方					金 額	摘 要				
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区		請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋
	11	10	1	757	会 議 費		111	現 金					210	飲食代				
					税込	10%	40	あり		税外	0%	0	以外	内	19			

削 決	No.	月 日	借 方					貸 方					金 額	摘 要				
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区		請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋
	12	10	1	757	会 議 費		111	現 金					200	飲食代				
					税込	軽8%	40	あり		税外	0%	0	以外	内	14			

◆ インボイスの保存がなくてもよい少額取引（1万円未満）の入力
 「請求書等有無区分」は、「1：適格請求書あり（あり）」[初期値]を選択して、
 入力します。（「0：請求書なし（なし）」での入力も可能です。）

削 決	No.	月 日	借 方					貸 方					金 額	摘 要				
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区		請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋
	5	10	20	7021	商 品 仕入高		1111	現 金					8,800	B社				
					税込	10%	40	あり		税外	0%	0	以外	内	800			

請求書等有無区分
 0 請求書なし
 1 適格請求書あり
 2 課税仕入以外の取引

少額取引に該当する場合は、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。
 出典：国税庁 Q&A 問 108 注4) より抜粋 
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/O1-O1.pdf#page=157>

【適格請求書発行事業者 以外からの仕入】

例 6

サンプル

ご請求書

101-0041
東京都千代田区神田須田町1-26-3
エッサム本社ビル9階

山田 花子税理士事務所 様
340-1-9999901-1204-*

お客様番号 1-010001

発行日: 2024 年 4 月 30 日

毎度お買い上げありがとうございます。下記の通りご請求させていただきます。

請求期間	金額
前回迄のご請求額(A)	0 円
ご入金額(B)	0 円
前回繰越額(C)=(A-B)	0 円
今回お買上金額(D)	119,450 円
今回お買上消費税額(E)	10,586 円
仮受充当額(G)	0 円
今回お買上請求額(F)=(D+E-G)	130,036 円
今回ご請求額(C)+(F)	130,036 円

内 訳	金 額
エッサム商品	116,836 円
エッサムファミリー会等	13,200 円

仕訳入力

【例題】

10/1 商品仕入高 (712) / 買掛金 (413) ¥116,836 商品仕入
 【80%控除対象】
 諸会費 (749) / 買掛金 (413) ¥13,200 会費

削 決	No.	月 日	借 方				貸 方				金 額	摘 要
			内部取	コード	入力	税率 課区	請求	コード	入力	税率 課区		
	13	10	1	712	商品仕入高	413	買掛金			116,836	商品仕入	
					税込 10%	40	あり			10,621		

免税事業者から仕入の場合

請求書等有無区分	
4 80%控除対象	

削 決	No.	月 日	借 方				貸 方				金 額	摘 要
			内部取	コード	入力	税率 課区	請求	コード	入力	税率 課区		
					80控					116,836	商	
					税外 0%	0	以外			108,339		
										8,497		

請求書等有無区分で「4:80%控除対象」を選択した場合

削 決	No.	月 日	借 方				貸 方				金 額	摘 要
			内部取	コード	入力	税率 課区	請求	コード	入力	税率 課区		
	14	10	1	749	諸会費	413	買掛金			13,200	会費	
					税外 0%	0	以外					



Point

課税仕入関連の仕訳の場合は、「請求書等有無区分」へカーソルが移動しやすいよう「金額」で【Space (スペース)】キーを押すと、「請求書等有無区分」にカーソルが移動します。訂正し、【Enter】キーを押すと、「金額」にカーソルが戻ります。

借 方		貸 方		金 額	借 方	
入力	税率 課区	請求	コード	入力	税率 課区	請求
商品仕入高			413	買掛金		商品仕入高
				116,836		
税込 10%	40	あり		税外 0%	0	以外
						10,621

【スペース】キー



Point

- 「金額」は、「入力区分」にかかわらず、税込金額（支払総額）で入力します。

削 決	No.	月 日	借 方				貸 方				金 額	摘 要			
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力			税率	課区	請求
	13	10	1	712	商品仕入	高		413	買掛金			116,838	商品仕入		
					税込	10%	40	80控	税外	0%	0	以外	内	108,339	
														8,497	

- 「請求書等有無区分」で“4：80%控除対象（80控）”を選択します。

- 「金額」が2段に分かれ、下段に税抜本体金額が表示されます。

削 決	No.	月 日	借 方				貸 方				金 額	摘 要			
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力			税率	課区	請求
	13	10	1	712	商品仕入	高		413	買掛金			116,838	商品仕入		
					税込	10%	40	80控	税外	0%	0	以外	内	108,339	
														8,497	

A商店（免税業者）からの仕入の場合

「金額」には、“11,000(税込金額)”を入力します。

「消費税額」には、“800（「1,000(消費税額)」×80%）”が表示されます。

「税抜本体金額（金額下段）」には、“10,200（「11,000(税込金額)」 - 「800(消費税額)」）が表示されます。

税込入力

削 決	No.	月 日	借 方				貸 方				金 額	摘 要			
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力			税率	課区	請求
	1	10	1	7141	仕入高(免税)		413	買掛金				11,000	C社(免税)		
					税込	0%	40	80控	税外	0%	0	以外	内	10,200	
														800	

税抜本体金額

確認

1	10	1	7141	仕入高(免税)		413	買掛金					11,000	C社(免税)	
				税込	10%	40	80控					内	800	

※「入力区分」が“1.税抜”の場合でも、税額仕訳伝票の入力は不要です。

「80控」の元帳プレビュー

総勘定元帳

[課税：40 課税売上対応]
科目：7141 仕入高(免税) 1頁

5年 月日	伝票 No.	相 補 手 助	科 目	摘 要	消費 税 区 分	借 方	貸 方	残 高
10.1	11	413 003	買掛金 C社(免税)	C社(免税)	込米 10控	11,000 (800)	80%控除対象	11,000
			税込入力	10月計		11,000		

例 8

領収書の背景に「消費税率」と「登録番号」が印字されているケースです。

【例題】

10/1 旅費交通費 (737) / 現金 (111) ¥400 駐車料

削 決	No.	月 日	借 方					貸 方					金 額	摘 要				
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区		請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋
	17	10	1	737	旅費交通費		111	現金					400	駐車料				
			<input type="checkbox"/>		税込	10%	40	あり		税外	0%	0	以外	内	38			

◆ 適格簡易請求書 (簡易インボイス)

記載項目が簡易的になった適格請求書 (インボイス) のことです。

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができます。

【区分記載請求書の記載事項に追加される事項】

- ・ 適格請求書発行事業者登録番号
- ・ 「消費税額等」又は、「適用税率」のどちらかを記載 (両方記載することも可能)

【帳簿のみ保存の特例 の入力】

例 9

領収書
 (株)エッサム 様
 下記の通り、正に領収致しました。

合計金額	¥3,600- (税込) ※但し、乗車券代として (クレジットカード決済)
領収日	2023年08月02日
ご予約番号	07258028092
ご利用往路路線名	仙台～鶴岡・酒田夕陽号・SSライナー
出発日/便	2023年08月03日 / 0009便
乗車区間	酒田駅前⇒仙台駅前広瀬通40
発行日	2023年08月02日
発行番号	2023080208028092-1

10/1 旅費交通費 (737) / 普通預金 (117) ¥3,600 バス代
 【出張旅費等特例】

月日	借方				貸方				金額	摘要					
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10	1	737				117					3,600		バス代		
			税込 10%	40	特例		税外 0%	0	以外	内	327		出張旅費等特例		

● 仕訳入力画面からの [F7 : 摘要登録] ●

仕訳入力時摘要登録

摘要登録先: 連想摘要 キー摘要 コード摘要

連想摘要登録内容

登録科目: 借方科目 貸方科目

摘要内容: フリガナ:

消費税区分

課税区分: 入力区分: 税率区分: 請求区分:

帳簿のみ保存の特例:

仕訳伝票入力中に、摘要の追加登録がおこなえます。
 『仕訳伝票入力欄』で「摘要」を入力後、[F7: 摘要登録]を選択した場合は、「摘要内容」に『仕訳伝票入力欄』で入力している内容が表示されます。

OK キャンセル

請求区分、帳簿のみ保存の特例区分もあわせて登録がおこなえます。

《摘要のガイドが2画面以上にわたっている場合》

● キーボードで操作する場合

F2 案内前進 で摘要の案内画面を前進させ、表示されている画面の摘要の番号を入力してください。

● マウスで操作する場合

摘要の案内画面をマウスで前進させ、表示されている摘要をダブルクリックしてください。

- ① 「請求書等有無区分」で“3：帳簿のみ保存の特例（特例）”を選択します。

消費税区分一覧表					
入力区分	税率区分	課税区分			請求書等有無区分
0 税外	0 0.00%	0 不課税	41 対価の返還(課税売上に係る仕入)	0 請求書なし	1 適格請求書あり
1 税抜き	1 3.00%	10 課税売上	42 課税売上に係る特定課税仕入	2 課税仕入以外の取引	2 課税仕入以外の取引
2 税込み	2 5.00%	20 対価の返還(課税売上)	43 課税売上に係る特定課税仕入の返還	3 帳簿のみ保存の特例	3 帳簿のみ保存の特例
	3 8.00%	30 輸出売上	44 課税売上に係る消費者向国外電気通信	4 80%控除対象	4 80%控除対象
	4 軽8.00%	31 対価の返還(輸出売上)	45 課税売上に係る課税貨物		
	5 10.00%	32 輸出売上(非課税資産)	46 課税貨物		

【インボイス入力のポイント】

「請求書等有無区分」で“3：帳簿のみ保存の特例（特例）”を選択後、特例の種類を選択します。

- ② 「摘要」にカーソルが位置づくとき、「帳簿のみ保存の特例」の入力ガイドが表示されます。
“+”を入力後、選択したい特例の番号を入力します。

[Enter]キーを押すと、「帳簿のみ保存の特例」に、選択した特例が表示されます。

例) 「摘要」で“+1”を入力し、[Enter]キーを押すと、「帳簿のみ保存の特例」に“出張旅費等特例”が表示されます。

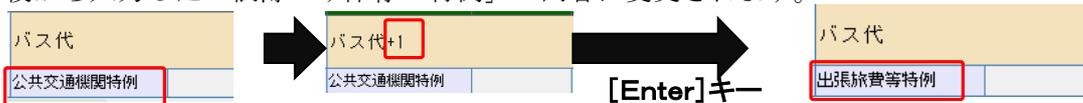
連想摘要一覧表									
旅費交通費					普通預金 1				
01 定期券代	51 振込支払	帳簿のみ保存の特例			+0 公共交通機関特例	税込3万未満			
02 通勤費代	52 現金補充の為払戻				+1 出張旅費等特例				
03 出張日当	53 自動引落				+2 自動販売機特例	税込3万未満			
04 出張旅費	54 口座振替引落				+3 回収特例				
05 海外出張旅費	55 他預金への振替				+4 郵便切手等特例				
06 出張仮払精算	56 振込入金				+5 質屋特例				
07 有料道路代	57 他人振出小切手預				+6 古物商特例				
08 駐車料	58 現金預入				+7 再生資源等特例				
09 切符代	59 受取手形割引実行				+8 宅地建物特例				
10 タクシー代	60 取立依頼手形期日								

削	No.	月日	借方				貸方				金額	摘要						
決			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
	19	10	1	737	旅費交通費				117	普通預金 1				3,600	+1			
					税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外内	327				

- ・「摘要」に内容を入力後、“+番号”を入力した場合も、帳簿のみ保存の特例の種類が選択できます。



- ・入力する番号を間違った場合は、再度、“+番号”を入力します。後から入力した「帳簿のみ保存の特例」の内容に変更されます。



- ・「帳簿のみ保存の特例」に表示されている内容を消去したい場合は、「請求書等有無区分」で“3：帳簿のみ保存の特例”以外を選択します。

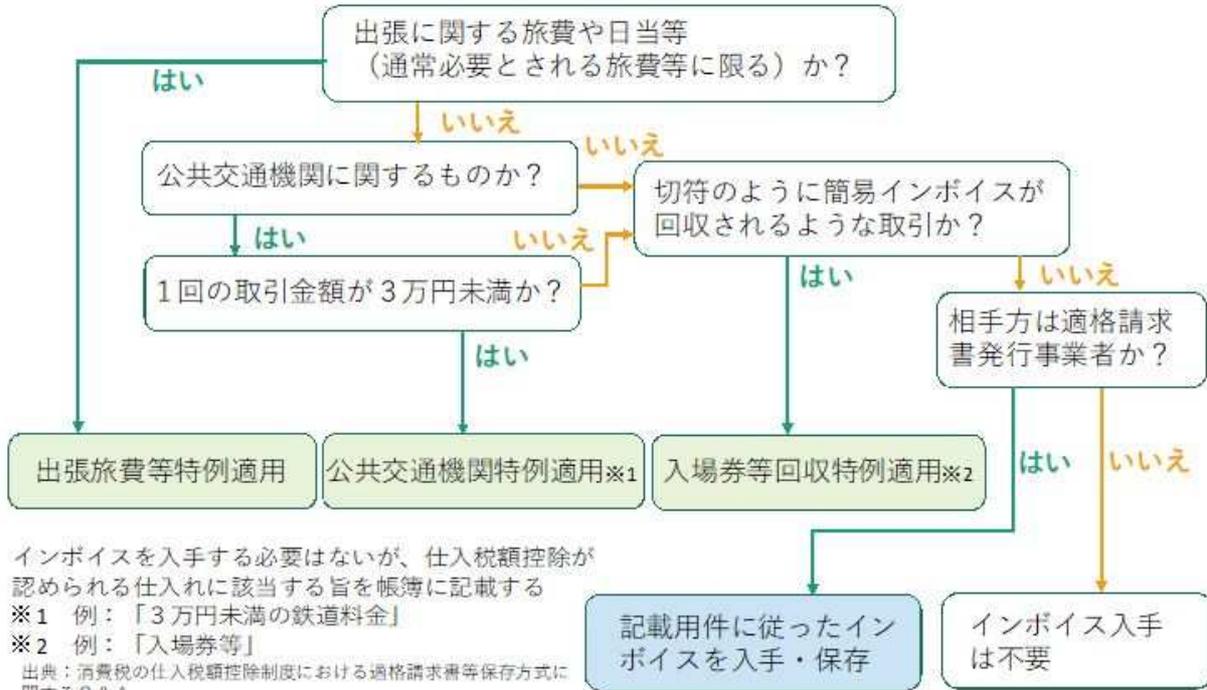


- ・「請求書等有無区分」が“3：帳簿のみ保存の特例（特例）”以外の時に、「摘要」で“+”を入力して [Enter] キーを押すと、入力ガイドに帳簿のみ保存の特例のガイドが表示されます。“+1”を入力すると、「請求書等有無区分」が“特例”に変更されます。



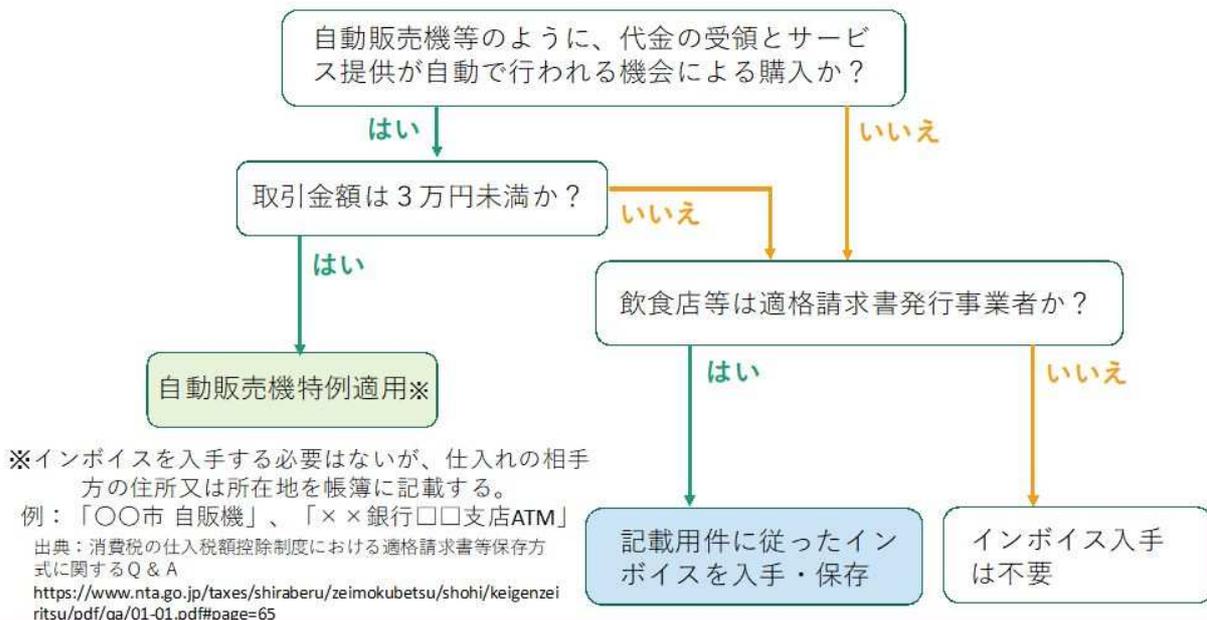
～特例適用確認用フローチャート～

【仕入税額控除 ②経費（旅費交通費）】



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf#page=65>

【仕入税額控除 ②経費（飲食費、消耗品費）】



例 10

領収書
RECEIPT

宛名 RECEIVED FROM 株式会社
エッサム 様

お預かり番号 RESERVATION NUMBER 2113

クレジットカード番号 CARD NUMBER C F XXXX-XXXX-XXXX-4007

金額計 TOTAL AMOUNT **¥4,840** (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use) 内容 DETAIL 乗車券類のご購入代金 Tickets price

購入日 DATE OF PURCHASE 2023年8月1日 乗車日 DATE OF DEPARTURE 2023年8月2日

No. 0586094
発行日時 2023年7月5日 12時38分

¥4,840

登録番号 T

領収書

下記金額につきまして、確かに領収いたしました。

■ 宛名 _____ 様

■ 金額 **¥25,460-** (Apple Payによる利用分)

■ 但し _____

通勤定期券 代金として
(購入日：2023年4月19日)

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

発行

モバイルSuicaご利用明細書

■ SuicaID番号 JE **** * 発行

■ 購入年月日 2023年4月19日

■ 購入内容
 購入商品 通勤定期券
 有効期限 6ヶ月(2023年4月22日～2023年10月21日)
 利用区間
 経路
 決済手段

課税仕入れに該当する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用人等を記載する必要はありません。

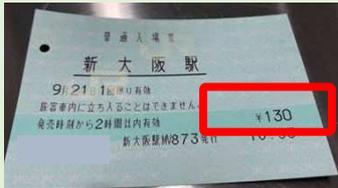
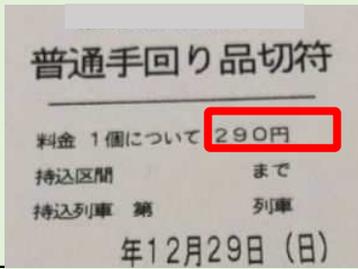
出典：国税庁 Q&A 問 107 より抜粋
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/O1-O1.pdf#page=155>

10/1	旅費交通費 (737) / 普通預金 (117)	¥4,840	J R 【出張旅費等特例】
10/1	旅費交通費 (737) / 普通預金 (117)	¥25,460	定期券代 【出張旅費等特例】

月日	借方					貸方					金額	摘要			
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10	1	737				117					4,840	J R			
<input type="checkbox"/>			税込 10%	40	特例		税外 0%	0	以外	内	440	出張旅費等特例			

月日	借方					貸方					金額	摘要			
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10	1	737				117					25,460	定期券代			
<input type="checkbox"/>			税込 10%	40	特例		税外 0%	0	以外	内	2,314	出張旅費等特例			

例 1 1



10/1	旅費交通費 (737)	／	現金 (111)	¥290	J R	【回収特例】
10/1	旅費交通費 (737)	／	現金 (111)	¥130	J R	【回収特例】

月日	借方					貸方					金額	摘要			
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10	1	737				111					290	J R			
			税込 10%	40	特例			税外 0%	0	以外	28	回収特例			

月日	借方					貸方					金額	摘要			
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10	1	737				111					130	J R			
			税込 10%	40	特例			税外 0%	0	以外	11	回収特例			

例 1 2

モバイル Sulca 残高ご利用明細
JE*** **** *6085

利用履歴 (1件)

月	日	種別	利用駅	種別	利用駅	入金・利用額
08	14	バス等	バス			-220

モバイル Sulca 残高ご利用明細
JE*** **** *6085

利用履歴 (1件)

月	日	種別	利用駅	種別	利用駅	入金・利用額
08	14	入	荻産	出	神田	-318

モバイル Sulca 残高ご利用明細
JE*** **** *6085

利用履歴 (1件)

月	日	種別	利用駅	種別	利用駅	入金・利用額
08	04	物販				-140



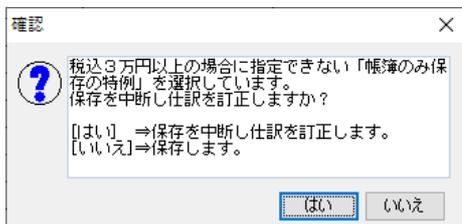
【自動販売機特例】の場合は、摘要に購入場所を記載するルールがあります

10/1	旅費交通費 (737)	／	現金 (111)	¥220	バス代	【公共交通機関特例】
10/1	旅費交通費 (737)	／	現金 (111)	¥318	J R	【公共交通機関特例】
10/1	会議費 (757)	【軽 8%】	／	現金 (111)	¥140	お茶 千代田区 【自動販売機特例】

【公共交通機関特例】の場合は、運送を行った者の記載は不要です。
 出典：国税庁 Q&A 問 107 より抜粋
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/O1-01.pdf#page=155>

月日	借方					貸方					金額	摘要			
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10/1	737	旅費交通費				111	現金				220		バス代		
		税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	20	公共交通機関特例		
10/1	737	旅費交通費				111	現金				318		JR		
		税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	28	公共交通機関特例		
10/1	757	会議費				111	現金				140		お茶代 千代田区		
		税込	軽8%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	10	自動販売機特例		

※ **【確認】** を選択すると、次のメッセージが表示される場合があります。

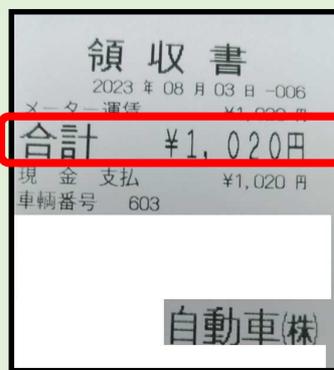
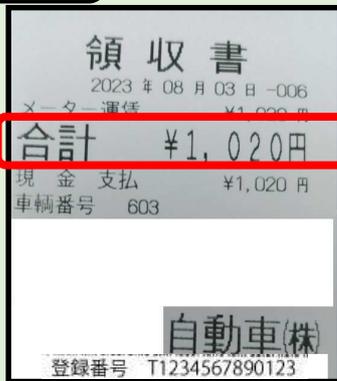


次の両方に該当する場合に表示されます。

- ・「帳簿のみ保存の特例」が“公共交通機関特例”または“自動販売機特例”の場合
- ・税込金額が“30,000円”以上の場合

例 1 3

タクシー料金等の場合(免税事業者との取引が混在)



10/1	旅費交通費 (737)	／	現金 (111)	¥1,020	タクシー代
10/1	旅費交通費 (737)	／	現金 (111)	¥1,020	タクシー代 【免税事業者】

月日	借方					貸方					金額	摘要			
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10/1	737	旅費交通費				111	現金				1,020		タクシー代		
		税込	10%	40	あり		税外	0%	0	以外	内	92			
10/1	737	旅費交通費				111	現金				1,020		タクシー代 (免税事業者)		
		税込	10%	40	80控		税外	0%	0	以外	内	946			
											74				

例 1 4

売手負担の値引き、手数料の仕訳例

サンプル

101-0041
東京都千代田区神田須田町1-26-3
エッサム本社ビル9階

山田 花子税理士事務所 様
340-1-9999901-1204*

ご請求書
登録番号 T1010001012182

株式会社 エッサム
お問い合わせ先 受注サービスセンター
〒996-0053 山形県新庄市福田山 中核工業団地
TEL 0233-22-4331 FAX 0120-540-554

お客様番号 1-010001

発行日: 2024 年 4 月 30 日

請求期間		0 円
前回の請求額(A)		0 円
ご入金額(B)		0 円
前回繰越額(C)=(A-B)		0 円
今回お買上金額(D)		119,450 円
今回お買上消費税額(E)		10,586 円
仮受充当額(G)		0 円
今回お買上請求額(F)=(D+E-G)		130,036 円
今回ご請求額(C)+(F)		130,036 円

内訳

エッサム商品	116,836 円
エッサムファミリー会等	13,200 円

440 円
手数料

- 10/1 売掛金 (132) / 商品売上 (811) ¥130,036 商品売上
- 10/15 預金 (112) / 売掛金 (132) ¥129,596 商品売上
- 10/15 支払手数料 (742) [課区20] / 売掛金 (132) ¥440 手数料分値引き

月日	借方				貸方				金額	摘要					
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10	1	132				811					130,036	商品売上			
			税外 0%	0	以外			税込 10%	10	以外	11,821				
10	15	112				132					129,596	商品売上			
			税外 0%	0	以外			税外 0%	0	以外					
10	15	742				132					440	手数料分値引き			
			税込 10%	20	以外			税外 0%	0	以外	40				

課税区分 20 : 対価の返還 を選択します。 商品売上手数料分値引 (応用編 P.34)

◆値引き返品を利用する場合

月日	借方				貸方				金額	摘要					
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
10	15	816				132					440	手数料分値引き			
			税込 10%	20	以外			税外 0%	0	以外	40				

【仕訳チェックリスト】

『02 仕訳入力・月次処理』 → 「31 仕訳伝票入力・訂正」【出力帳表選択】、もしくは、
『02 仕訳入力・月次処理』 → 「35 仕訳チェックリスト出力」で印刷できます。



仕訳チェックリスト

00001 インボイス経理講習 令和5年10月 1頁

整理番号	日付	伝票番号	借方科目	部門	入力	税率	課税	請求	貸方科目	部門	入力	税率	課税	請求	金額	摘要	決算	内部	付差	確認	削除				
14	10.1	8751	報酬手当		税込	10.00%	40	あり	458	複合	0			100,000	顧問料										
15	"	9458	複合	0	416	未	0		88,780	顧問料															
16	"	10458	複合	0	418	預	0		10,210	顧問料						源泉所得税									
17	"	11757	会議費	税込	10.00%	40	あり	111	現	210					飲食代										
18	"	12757	会議費	税込	10.00%	40	あり	111	現	210					飲食代										
19	"	13712	商品仕入高	税込	10.00%	40	あり	418	買	116,538					商品仕入			赤			8000控除対象				
20	"	14749	諸会費	0	418	買	0		13,200	会費															
21	"	15797	旅費交通費	税込	10.00%	40	あり	111	現	770					有料道路代(現金)										
22	"	16797	旅費交通費	税込	10.00%	40	あり	416	未	770					有料道路代(クレジット)										
23	"	17797	旅費交通費	税込	10.00%	40	あり	111	現	400					駐車料										
*** 合計 ***															伝票枚数	10枚	111	現	金	借方合計	0	貸方合計	1,580	合計	1,580

インボイス制度開始後の入力について、これまでと変更になる箇所をあらかじめ会計事務所と相談し運用方法を決定してください。

応1

売手が負担する振込手数料等の取り扱い . . . 32

応2

免税業者からの課税仕入れに係る経過措置の入力 . . . 37

応3

請求区分の入力方法の決定 . . . 39
(仕訳、科目、補助、摘要)

参考1

通信時の注意 . . . 46

参考2

電子帳簿保存：スケジュール . . . 49

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(個人の例)

応 1 【売手が負担する振込手数料等の取扱いについて】

売手負担の振込手数料は、発注前に書面等で合意がある上で、商品の販売代金等の支払いの際に振込手数料を差し引いて支払った分の振込手数料のことで、インボイス制度前は、3万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除ができるため、請求書等を保存する必要はありませんでした。インボイス制度後は、3万円未満の取引の帳簿のみ保存の特例が廃止されるため、運用の見直しが必要です。

※一定規模以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、1万円未満である取引は帳簿のみ保存で仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています。

(28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①) この場合、令和11年9月30日まで猶予があることとなります。

【運用の見直し】

インボイス制度後も売手負担の振込手数料を支払手数料科目として仕入税額控除の適用を受けようとすると、手数料分のインボイス、立替金清算書等のやり取り・保存が必要で処理が煩雑になります。このため、対応としては以下の2つがあります。

- ・売上値引科目で処理する。(消費税の集計上は売上の返還等対価)
- ・支払手数料科目で処理するが、消費税の集計先を売上の返還等対価にする。

※どちらの場合も消費税の集計上は売上の返還等対価となります。1万円未満の返還インボイスは交付義務が免除されますのでインボイスのやり取りは発生しません。(新消法57の4③、新消令70の9③二)

【ご注意】

- ・売上値引き(返還等対価)として処理する場合、軽減税率8%取引に対しての振込手数料相当額は、軽減税率8%の値引きとする必要があります。混在する場合は、割合で計上する等、対処が必要です。
- ・もともと費用に計上していた売手が負担する振込手数料を売上値引科目に計上する場合、注記が必要ないか検討が必要です。

◆売手が負担する振込み手数料等の入力

「課税区分」で、“20：対価の返還(課税売上)”～“26：対価の返還(第6種事業売上)”を選択できます。(【Ver. R05.1】以降)

削減	No.	月日	借方				貸方				金額		摘要				
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	拡張摘要	付加情報	付箋紙
	3	10	1	742	支払手数料		132	売掛金				440	円	〇〇10月分売上	振込差額		
					税込10%	20	以外	税外0%	0	以外	内	40					

「支払手数料」、「雑費」(販売費一般管理費または製造原価経費)の場合に、“20”～“26”が選択できます。

1. 売上値引科目で処理する（消費税の集計上は売上の返還等対価）

「816:売上値引戻り高」の科目をそのまま使用します。振込手数料相当額を後でチェックするため、以下のような区分を検討してください。

《1-1. 連想摘要で区分する》

「816:売上値引戻り高」の連想摘要に「手数料分値引」を登録します。軽減税率8%の取引がある場合は、「手数料分値引(軽)」を登録します。利用頻度を考慮し、上に挿入する等調整してください。
※「手数料分値引」は馴染みやすい名称を利用してください。

摘要登録・訂正

No.	摘要	フリガナ	課税	税率	入力	請求	帳簿の
1	手数料分値引	テスウジョウフンネ	20	*:自動設定	税込み	2:以外	
2	手数料分値引(軽)	テスウジョウフンネ	20	4:軽8.00%	税込み	2:以外	
3	品質不良	ヒンクワリョウ					
4	品違い	シナチガイ					
5	量目不良	リョウメフリョウ					
6	損傷	ソソウ					
7	納期遅延	ノウキチン					

単一伝票入力（財務Ⅱ形式）

No.	摘要	金額
01	手数料分値引	440
02	手数料分値引(軽)	40

借方	貸方	金額	摘要
816 売上値引戻り高	132 売掛金	440	消費税額
税込 10% 20 以外	税外 0% 0 以外	40	帳簿のみ保存の特例 付加情報 付箋 確マーク

摘要欄で「*」+Enter を押すと 1 行上の摘要をコピーします。そのまま、スペース+「01」 Enter と押すと以下ようになります。

摘要
ABC 10月分売上 手数料分値引

《1-2. 補助科目で区分する》

補助科目を利用し、入力します。補助科目の分、仕訳入力の際の入力項目が1つ増えますが、必ずカーソルが止まりますのでミスが少なくなると思われま

勘定科目情報登録・訂正

科目コード	勘定科目名称	表示科目名称	フリガナ	分類	要素	合計	課税区分	標準税率
812	売上高1	売上高1	ウリアケガ1	売上高	売上高1		10	*:自動設
813	売上高2	売上高2	ウリアケガ2	売上高	売上高2		10	*:自動設
814	売上高3	売上高3	ウリアケガ3	売上高	売上高3		10	*:自動設
8141	売上高4	売上高4	ウリアケガ4	売上高	売上高4		10	*:自動設
8142	売上高5	売上高5	ウリアケガ5	売上高	売上高5		10	*:自動設
815	収入	収入	シュニコウ	売上高	収入		10	*:自動設
816	売上値引戻り高	売上値引戻り高	ウリアケガ6	売上高	売上値引戻り高		99	*:自動設
821	受取利息	受取利息	ウトリリツク	営業外収益	受取利息			
822	受取配当金	受取配当金	ウトリハクウキ	営業外収益	受取配当金			
823	受取家賃	受取家賃	ウトリヤチ	営業外収益	受取家賃			
8231	受取地代	受取地代	ウトリヤチイ	営業外収益	受取地代			
824	雇田調整助成金	雇田調整助成金	ウリヤクサウ	営業外収益	雇田調整助成金			

補助科目情報登録・訂正

補助を登録し、課税区分、標準税率で区分できるようにします。

コード	補助科目名称	表示補助科目名称	フリガナ	課税区分	標準税率	税率変更	入力区分	請求区分	帳簿
001	手数料分値引	手数料分値引	テスクウケン	20	*:自動設定	変更なし	税込み	2:以外	
002	手数料分値引(軽)	手数料分値引(軽)	テスクウケン	20	4:軽8.00%	変更なし	税込み	2:以外	
003	値引返品	値引返品	セキヤク	20	*:自動設定	変更なし	税込み	2:以外	

補助の設定「補助名称を摘要欄に転記しますか?」で「転記する」を選択すると摘要欄に「手数料分値引」がセットされますので、スペース+「*」Enterで以下のように入ります。

単一伝票入力 (財務Ⅱ形式)

No.	月日	借方	貸方	金額	摘要
01		手数料分値引	現金入金		
02		手数料分値引(軽)	振込入金		
03		品質不具	手形入金		
04		品違い	相殺入金		
05		量目不具	55 月分掛売上回収		
06		損傷	56 月分値引戻り高		
07		納期遅延	57 月分値引高		
			58 買掛金相殺		
			59 代物弁済		
			60 先日付小切手		
			61 債権譲渡証書		
			62 前受金振替		
			66 割賦販売		

No.	月日	借方	貸方	金額	摘要
3	10/1	816 売上値引戻り高	132 売掛金	4,400	手数料分値引
		001 手数料分値引		400	

2. 支払手数料科目で処理するが、消費税の集計先を売上の返還等対価にする

《2-1. 課税区分を直接変更する》

仕訳入力の際に「支払手数料」の課税区分「40」を「20」に変更して入力します。

※財務会計 Ver. R05.1 に対応。

期	月日	借方	貸方	金額	摘要												
決	No.	内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
	3	10	1	742	支払手数料			132	売掛金				440				
					税込	10%	40	あり	税外	0%	0	以外	内	40			

《2-2. 連想摘要で区分する》

「742:支払手数料」の連想摘要に「手数料分値引」を登録します。軽減税率8%の取引がある場合は、「手数料分値引(軽)」を登録します。利用頻度を考慮し、上に挿入する等調整してください。

※「手数料分値引」は馴染みやすい名称を利用してください。

摘要登録・訂正

連想摘要登録・訂正

科目コード: 742 支払手数料

No.	摘要	フリガナ	課税	税率	入力	請求	帳簿の
1	手数料分値引		20	※:自動設定	税込み	2:以外	
2	手数料分値引(軽)	ヨケイ	20	4:軽8.00%	税込み	2:以外	
3	送金手数料	ソウキンテスクリョウ					
4	振替手数料	フリカヒテスクリョウ					
5	税理士月次顧問料	ゼイリシツキジクワンブンリョウ					
6	税理士決算報酬	ゼイリシケツサンボウ					

手数料分値引(軽)の税率は「4:軽8.00%」を選択します。

単一伝票入力 (財務Ⅱ形式)

単一伝票入力 (財務Ⅱ形式)

00100 サンプル株式会社

月次: 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 決算

連想摘要一覧表

借方	貸方	金額	摘要
01 手数料分値引	51 現金入金		
02 手数料分値引(軽)	52 振込入金		
03 送金手数料	53 手形入金		
04 振替手数料	54 振替入金		
13 振込手数料			
14 鑑定費用			
15 監査報酬			
16 顧問料			

期	月日	借方	貸方	金額	摘要												
決	No.	内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
	3	10	1	742	支払手数料			132	売掛金				440				
					税込	10%	40	あり	税外	0%	0	以外	内	40			

摘要を選ぶことによって課区が「20 対価の返還(課税売上高)」に変更されます。

期	月日	借方	貸方	金額	摘要												
決	No.	内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
	3	10	1	742	支払手数料			132	売掛金				440	轉ABC:10月分売上	手数料分値引		
					税込	10%	20	以外	税外	0%	0	以外	内	40			

「*」Enter で1つ上の行の摘要をコピーします。「*」Enter + スペース「01」Enter と入力することで上のような摘要になります。

《2-3. 補助科目で区分する》

補助科目を利用し、入力します。補助科目の分、仕訳入力の際の入力項目が1つ増えますが、必ずカーソルが止まりますのでミスが少なくなると思われます。

勘定科目情報登録・訂正

使用科目コード	勘定科目名称	表示科目名称	フリガナ	分類	要素	会計転記	課税区分	標準税率
742	支払手数料	支払手数料	シラハテスウコウ	販売費一般管理費	支払手数料	<input checked="" type="checkbox"/>	99	※:自動設定
743	荷造包装費	荷造包装費	ニククワクワセ	販売費		<input checked="" type="checkbox"/>		自動設定
7431	荷造運搬費	荷造運搬費	ニククワクワセ	販売費		<input checked="" type="checkbox"/>		自動設定
744	運賃	運賃	ウチン	販売費		<input checked="" type="checkbox"/>		自動設定
745	広告宣伝費	広告宣伝費	コウケンシヤク	販売費		<input checked="" type="checkbox"/>		自動設定
746	租税公課	租税公課	セウキウカ	販売費一般管理費	租税公課	<input type="checkbox"/>	0	0:0.00%
7461	募集費	募集費	ホウブツ	販売費一般管理費	募集費	<input type="checkbox"/>	40	※:自動設定

補助科目情報登録・訂正

補助を登録し、課税区分、標準税率で区分できるようにします。

コード	補助科目名称	表示補助科目名称	フリガナ	課税区分	標準税率	税率変更	入力区分	請求区分	帳簿
001	手数料分値引	手数料分値引	テウコウブンシヨウ	20	※:自動設定	変更なし	税込み	2:以外	
002	手数料分値引(軽)	手数料分値引(軽)	テウコウブンシヨウ	20	4:軽0.00%	変更なし	税込み	2:以外	
003	支払手数料	支払手数料	シラハテスウコウ	40	※:自動設定	変更なし	税込み	2:以外	
					0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	

単一伝票入力 (財務Ⅱ形式)

No.	月日	借方	貸方	金額	摘要
3	10	742 支払手数料	132 売掛金	440	手数料分値引
		001 手数料分値引			
		税込 10%	税外 0%	40	

補助を選ぶことによって課区が「20：対価の返還(課税売上高)」に変更されます。

No.	月日	借方	貸方	金額	摘要
3	10	742 支払手数料	132 売掛金	440	手数料分値引 轉ABC 10月分売上
		001 手数料分値引			
		税込 10%	税外 0%	40	

補助の設定「補助名称を摘要欄に転記しますか?」で「転記する」を選択すると摘要欄に「手数料分値引」がセットされますので、スペース+「*」Enterで上のような摘要になります。

応2 「免税業者からの課税仕入れに係る経過措置」を適用する場合の入力【仕訳入力時に「税抜本体金額」「消費税額」を確認する方法】

「金額」は、「入力区分」にかかわらず、税込金額（支払総額）で入力します。
 「請求書等有無区分」で“4：80%控除対象（80控）”を選択します。
 「金額」が2段に分かれ、下段に税抜本体金額が表示されます。

入力区分	税率区分	消費税区分	課税区分	請求書等有無区分
0 税外	0 0.00%	0 不課税	41 対価の返還(課税売上に係る仕入)	0 請求書なし
1 税抜き	1 3.00%	10 課税売上	42 課税売上に係る特定課税仕入	1 適格請求書あり
2 税込み	2 5.00%	20 対価の返還(課税売上)	43 課税売上に係る特定課税仕入の返還	2 課税仕入以外の取引
	3 8.00%	30 輸出売上	44 課税売上に係る消費者向国外電気通信	3 帳簿のみ保存の特例
	4 軽8.00%	31 対価の返還(輸出売上)	45 課税売上に係る課税貨物	4 80%控除対象
	5 10.00%	32 輸出売上(非課税資産)	46 課税売上に係る課税貨物 国税	9 不明

A商店（免税業者）からの仕入の場合

「金額」には、“11,000(税込金額)”を入力します。
 「消費税額」には、“800（「1,000(税抜金額)」×80%）”が表示されます。
 「税抜本体金額（金額下段）」には、“10,200（「11,000(税込金額)」 - 「800(消費税額)」）が表示されます。

税込入力

削	決	No.	月	日	借方	貸方	金額	摘要											
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク	
		1	10	1	7141	仕入高(免税)			413	買掛金				11,000					
						税込 0%	40	80控	003	C社(免税)				10,200					
										税外 0%	0	以外	内	800					

確認

税抜本体金額

※「入力区分」が“1.税抜”の場合でも、税額仕訳伝票の入力は不要です。
 【消費税処理設定】の「税抜仕訳の入力方法」が“税額を別仕訳で入力”の場合も、税額仕訳伝票の入力は不要です。

「80控」の元帳プレビュー

総勘定元帳 [課税：40 課税売上対応] 科目：7141 仕入高(免税) 1頁

5年	伝票	相	手	科	目	摘要	消費	借	貸	残	高
月	No.	補	助	目			区分等	方	方		
10.1	11	413	買掛金	C社(免税)	C社(免税)		込	11,000	80%控除対象		
		003	C社(免税)				控	(800)			11,000
						10月計		11,000			

税込入力



Point

「80控」と「控80」の区別

「80控」（区分「4」）・・・起票時に80%を反映するため、控除の前に80と表現
 「控80」（区分「5」）・・・期末に80%を反映するため、控除の後ろに80と表現

【経過措置の税額を期末に振替する方法】

事前準備

『01 事前登録処理』 → 「31 基本情報登録・訂正」【消費税処理設定】

“経過措置の税額を期末振替する請求区分を使用する”
を選択している場合

適格請求書等保存方式 - 仕入税額控除の経過措置の設定

- 経過措置の終了後も値引・返品等で使用する
 経過措置の税額を期末振替する請求区分を使用する

「請求書等有無区分」に“5：80%控除対象（期末）（控80）”が表示されます。“5：80%控除対象（期末）（控80）”を選択して、仕訳伝票を入力した場合は、期末に振替処理が必要です。

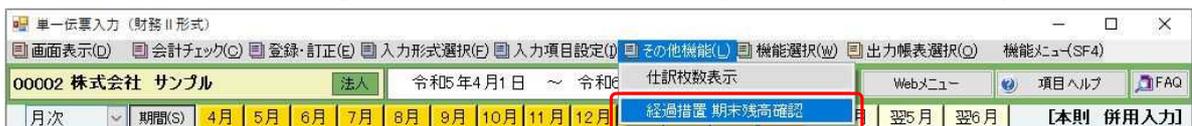
削 決	No.	月日	借方				貸方				金額	摘要	
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力			税率
		10	7021	商品	仕入高		4131	買掛	金			110,000	A商店（免税）
				税込	10%	40	控80	税外	0%	0	以外	10,000	

請求書等有無区分	
0	請求書なし
1	適格請求書あり
2	課税仕入以外の取引
3	帳簿のみ保存の特例
4	80%控除対象
5	80%控除対象（期末）
9	不明

「請求区分」で“5：80%控除対象（期末）（控80）”を選択した場合は、「税抜本体金額（金額下段）」は表示されません。

< 13月 >...振替処理

①メニューバー「その他機能」⇒「経過措置 期末残高確認」を選択してください。



②【経過措置 期末残高確認】が表示され、「請求書等有無区分」が“5：80%控除対象（期末）（控80）”の仕訳伝票の期末金額（振替額）が確認できます。

税率	課税	借方消費税額	貸方消費税額	借方振替額	貸方振替額	振替額合計
10%	40	10,000		2,000		2,000

※画面の印刷または金額のメモをお願いします。

③②を基に振替をおこなう仕訳伝票を入力します。次のように入力します。

A. 「消費税の算出方法 仕入」が“積上計算方式”の場合

「請求書等有無区分」で“5：80%控除対象（期末）（控80）”を選択し、金額等を入力します。

削 決	No.	月日	借方				貸方				金額	摘要	
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力			税率
		13 31	7898	雑損失		1761	仮払消費税等					2,000	免税業者の経過措置
				税外	0%	0	以外	税外	10%	40	控80		

B. 「消費税の算出方法 仕入」が“割戻計算方式”の場合

「課税区分」で“80 消費税精算”を選択し、金額等を入力します。

削 決	No.	月日	借方				貸方				金額	摘要	
			内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力			税率
		13 31	7898	雑損失		1761	仮払消費税等						
				税外	0%	0	以外	税外	0%	80	以外		

消費税区分一覧表	
課税区分	
61 対価の返還(課税・非課税売上共通)	80 消費税精算
62 課税・非課税共通特定課税仕入	81 中間納付税額(国税)

※③のAの仕訳伝票を入力後、【経過措置 期末残高確認】を表示すると、振替をおこなう仕訳伝票も集計に含まれます。（「貸方 消費税額」に2,000円が集計され、「振替額 合計」が変わります。）仕訳伝票の追加や訂正をおこない、金額が変わった場合は、一旦、③のAの仕訳伝票を削除してから、【経過措置 期末残高確認】を表示してください。

税率	課税	借方消費税額	貸方消費税額	借方振替額	貸方振替額	振替額合計
10%	40	10,000	2,000	2,000	400	1,600

応3 「請求区分」の入力方法の決定（仕訳、科目、補助、摘要）

仕訳伝票入力において「適格請求書発行事業者からの課税仕入れ」「適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れ」を区分できるように、令和5年10月以降の仕訳入力をおこなう場合の「請求書等有無区分」を変更し、「請求書等有無区分」に従って仕入税額控除の計算をおこないます。

勘定科目、補助科目、摘要に「請求書等有無区分」を登録していただくと、仕訳に自動入力されます。毎回「請求書等有無区分」を変更する必要がなくなり、便利です。

3-1 勘定科目を使用して区分する 『32. 勘定科目情報登録・訂正』

※※勘定科目を使用して区分する場合の運用※※



- ・総勘定元帳、試算表、決算書などの財務諸表では科目ごとに分かれて出力されます。決算書では1つの仕入科目として出力したい場合は、別途設定が必要となります。（財務会計システムメニューの『13 特別処理』→「61 詳細出力設定登録・訂正」にて設定します。）
- ・消費税計算内訳表は科目ごとに集計されます。

科目コード:

使用しない科目: 表示しない 表示する

カーソル移動設定: 横移動 縦移動

使用	科目コード	勘定科目名称	課税区分	標準税率	税率変更	入力区分	請求区分	帳簿のみ保存の特例	科目ガイド
<input checked="" type="checkbox"/>	712	仕入高(補助)	40	*:自動設定	変更なし	税込み	1:あり		
<input checked="" type="checkbox"/>	713	仕入高(適格)	40	*:自動設定	変更なし	税込み	1:あり		
<input checked="" type="checkbox"/>	714	仕入高(不明)	40	*:自動設定	変更なし	税込み	9:不明		
<input checked="" type="checkbox"/>	7141	仕入高(免税)	40	*:自動設定	変更なし	税込み	4:控除		
<input checked="" type="checkbox"/>	7142	仕入高(特例)	40	*:自動設定	変更なし	税込み	3:特例	6:古物商特例	
<input checked="" type="checkbox"/>	7143	仕入高(摘要)	40	*:自動設定	変更なし	税込み	1:あり		
<input checked="" type="checkbox"/>	7144	仕入高6	40	*:自動設定	変更なし	税込み	1:あり		
<input checked="" type="checkbox"/>	715	仕入値引戻し高	41	*:自動設定	変更なし	税込み	1:あり		

請求区分 (変更前)

請求区分

3:特例

0:なし

1:あり

2:以外

3:特例

4:控除

9:不明

① 標準税率

“自動設定”を選択すると、『仕訳伝票入力・訂正』で入力した「月日」を基に、税率を自動判断して仕訳伝票を入力できます。

勘定科目の税率情報を設定しておくと、取引ごとに税率が設定されます。

② 請求区分（請求書等有無区分）

「適格請求書発行事業者からの課税仕入れ」の場合は“1:あり”を選択します。（初期値）

「適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れ」の場合は“4:控除”を選択します。

“2:以外”は課税仕入れ以外の取引の場合の区分です。

“3:特例”を選択すると、「帳簿のみ保存の特例」が選択できます。

使用	科目コード	勘定科目名称	課税区分	標準税率	税率変更	入力区分	請求区分	帳簿のみ保存の特例
<input checked="" type="checkbox"/>	7142	仕入高(特例)	40	*:自動設定	変更なし	税込み	3:特例	6:古物商特例
<input checked="" type="checkbox"/>	7143	仕入高(摘要)	40	*:自動設定	変更なし	税込み	1:あり	
<input checked="" type="checkbox"/>	7144	仕入高6	40	*:自動設定	変更なし	税込み	1:あり	

③ 課税区分

その勘定科目が消費税において、どのような取引に使用されるかを選択できます。

※811:商品売上→課税売上 813:売上→非課税売上

補助科目に課税区分を設定する場合は課税区分を「99」に設定します。

3-2 補助科目を使用して区分する場合 『33. 補助科目情報登録・訂正』

※※補助科目を使用して区分する場合の運用※※



- ・ 仕訳伝票入力時に必ず補助コード欄にカーソルが止まります。補助コードを入力することで「請求書等有無区分」の入力漏れが防げます。また、補助集計表や補助元帳を出力することにより、補助科目ごとの金額を集計することができます。
- ・ 仕訳伝票入力時に必ず補助コードを入力することになりますので、今まで仕入科目に補助科目を使用していなかった場合は、入力する項目が1つ増えることになります。
- ・ 顧問先経理とデータのやり取り（出力・取込）をおこなっている場合は、顧問先経理側でも同じように補助科目を登録する必要があります。会計事務所側で補助科目を登録した場合は、マスタを送信して顧問先経理側で取込することで、顧問先経理にも補助科目が登録された状態になります。
- ・ マスタには補助科目以外にも勘定科目、摘要などの情報も含まれますので、顧問先経理側で取込しても問題ないか事前に確認してください。

科目コード: 712 仕入高(補助) 課税区分: 40 税率区分: 自動設定 入力区分: 税込み 請求区分: あり

補助関連設定
 補助を使用しますか?: 使用しない 使用する
 ③ 空白の補助を使用しますか?: 使用しない 使用する
 総勘定元帳は合計転記しますか?: しない する
 補助科目名称を摘要欄に転記しますか?: 転記しない 転記する
 消費税管理資料に補助明細を出力しますか?: 出力しない 出力する

拡張補助情報の登録
 拡張補助

カーソル移動設定: 横移動 縦移動

コード	補助科目名称	フリガナ	課税区分	標準税率	税率変更	入力区分	請求区分	帳簿のみ保存の特例
	補助コード指定なし	ホジョウコトマシ		0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	
001	A社(適格)	Aシャ(テカク)		0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	
002	B社(不明)	Bシャ(ケイブン)		0:0.00%	変更なし	税外	9:不明	
003	C社(免税)	Cシャ(メンケイ)		0:0.00%	変更なし	税外	4:控除	
004	D社(特例)	Dシャ(トクレイ)		0:0.00%	変更なし	税外	3:特例	6:古物商特例
005	E社(適格)	Eシャ(テカク)		0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	

請求区分 (変更前)

請求区分

3:特例

0:なし

1:あり

2:以外

3:特例

4:控除

9:不明

帳簿のみ保存の特例

0:公共交通機関特例

1:出張旅費等特例

2:自動販売機特例

3:回収特例

4:郵便切手等特例

5:質屋特例

6:古物商特例

7:再生資源等特例

8:宅地建物特例

① 請求区分 (請求書等有無区分)

「適格請求書発行事業者からの課税仕入」の場合は“1:あり”又は“2:以外”を選択します。
 「適格請求書発行事業者以外からの課税仕入」の場合は“4:控除”を選択します。
 「帳簿のみ保存の特例」の場合は“3:特例”を選択します。
 分類が不明の場合は“9:不明”を選択します。(あとから検索が可能です。)

② 帳簿のみ保存の特例

「請求区分 (請求書等有無区分)」で“3:特例”を選択した場合に入力することが可能です。
 対象となる特例名称をガイドから選択してください。

③ 空白の補助を使用しますか

今まで補助科目を使用していなかった場合は“使用する”に設定してください。仕訳入力時に未分類で登録されていたものは“補助コード指定なし”に集計されます。

インボイス
期中: 免税 → 課税

補助科目を一括で登録する (F3 : 補助一括登録)

すでに登録している補助科目を使用して、各勘定科目に補助科目をまとめて登録できます。

<操作説明>

①他の科目に登録したい補助を選択します。(コード欄の左側をドラッグで範囲選択できます)

科目コード: 413 買掛金 課税区分: 0 税率区分: 0.00%

補助関連設定
 補助を使用しますか?: 使用しない 使用する
 空白の補助を使用しますか?: 使用しない 使用する
 総勘定元帳は合計転記しますか?: しない する
 補助科目名称を摘要欄に転記しますか?: 転記しない 転記する
 消費税管理資料に補助明細を出力しますか?: 出力しない 出力する

コード	補助科目名称	フリガナ	課税区分
	補助コード指定なし	ホウゴコードジ	
001	A社(適格)	Aシャ(テカク)	
002	B社(不明)	Bシャ(メイバン)	
003	C社(免税)	Cシャ(メンゼイ)	
004	D社(特例)	Dシャ(トケイ)	

補助科目			使用勘定科目一覧		
No.	コード	補助科目名称	No.	コード	勘定科目名称
1	001	A社(適格)	1	712	仕入高(補助)
2	002	B社(不明)	2		
3	003	C社(免税)	3		
			4		

② [F3 : 補助一括登録] を選択します。

F1 ヘルプ F2 補助一覧呼出 **F3 補助一括登録** F4

「補助科目」
【補助科目情報登録】画面で選択した補助科目がすべて表示されます。

③「使用勘定科目一覧」
「補助科目」に表示されている補助科目を登録する勘定科目を選択してください。

④ [F10: 開始] を押してください。
一括登録処理が開始されます。

F8 行削除 F9 **F10 開始** F11 F12 閉じる

科目コード: 712 仕入高(補助) 課税区分: 40 税率区分: 自動設定 入力区分: 税込み 請求区分: あり

補助関連設定
 補助を使用しますか?: 使用しない 使用する
 空白の補助を使用しますか?: 使用しない 使用する
 総勘定元帳は合計転記しますか?: しない する
 補助科目名称を摘要欄に転記しますか?: 転記しない 転記する
 消費税管理資料に補助明細を出力しますか?: 出力しない 出力する

カーソル移動設定: 横移動 縦移動

コード	補助科目名称	フリガナ	課税区分	標準税率	税率変更	入力区分	請求区分	帳簿のみ保存の特例
	補助コード指定なし	ホウゴコードジ		0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	
001	A社(適格)	Aシャ(テカク)		0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	
002	B社(不明)	Bシャ(メイバン)		0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	
003	C社(免税)	Cシャ(メンゼイ)		0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	
004	D社(特例)	Dシャ(トケイ)		0:0.00%	変更なし	税外	3:特例	6:古物商特例
005	E社(適格)	Eシャ(テカク)		0:0.00%	変更なし	税外	2:以外	

⑤補助ごとに必要に応じて各区分の訂正をおこないます。



注意

すでに補助科目を登録している勘定科目で、「補助科目」に表示されている補助コードと同じコードが登録されている場合、一括登録をおこなうと名称や区分が上書きされます。

コード	補助科目名称	請求区分	帳簿のみ保存の特例	請求区分	帳簿のみ保存の特例
	補助コード指定なし	2:以外		2:以外	
001	A社(適格)	2:以外		2:以外	
002	B社(不明)	9:不明		2:以外	
003	C社(免税)	4:控除		2:以外	
004	D社(特例)	3:特例	6:古物商特例	3:特例	6:古物商特例
005	E社(適格)	2:以外		2:以外	



Point

補助科目に課税区分を設定する場合（軽減税率など）は、主勘定の課税区分を「99：混在」に設定します。

『32. 勘定科目情報登録・訂正』で課税区分を変更できます。

使用	科目 コード	勘定科目名称	要素	合計 転記	課税 区分
<input checked="" type="checkbox"/>	712	商品仕入	商品仕入高	<input type="checkbox"/>	40

➔

課税 区分
99

・・・主勘定の課税区分が「99：混在」の場合、仕訳入力の際に「課税区分欄」にカーソルが止まります。

削 決	No.	月日 内部取	借方				貸方				金額 消費税額	
			コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率		課区
	23	10 1	712	商品仕入								
		<input type="checkbox"/>		税込	10%	40	50					

「補助集計表」

グループメニュー【04. 補助管理処理】の『51. 補助集計表出力』で、補助を設定済の勘定科目や補助コードの内容を確認することができます。

プリンタ設定 ※リダイレクトプリンタ選択中
使用するプリンタ: NEC Color MultiWriter 4F150
カラー区分: 白黒

プレビュー準備が完了次第すぐに表示する

出力方法: 印刷 プレビュー PDF Excel

複数ページ印刷: 通常 2面印刷

出力区分: 当期 翌期

出力月: 9 月

決算仕訳: 含む 含まない

金額単位: 円 千円

残高のない科目
 出力しない 出力する

帳表名称: 補助集計表

出力する科目: 全て 範囲指定 科目指定

科目範囲: [] ~ []

除外科目

コード	勘定科目名称

補 助 集 計 表

00001 4章まで説明用

自 令和 4年 11月 1日
至 令和 5年 10月 31日 令和 5年 9月現在 11ヶ月目 単位 円 1頁

勘定科目	前月残高	当月発生		当月残高	構成比	前月残高	構成比	当 期 累 計		増 減
		借方発生	貸方発生					借方累計	貸方累計	
【戻 掛 金】 413										
補助コード指定なし	0		980,000	980,000	100.00	0		980,000		980,000
A社（通格） 001	0			0		0				
B社（不期） 002	0			0		0				
C社（免脱） 003	0			0		0				
D社（特別） 004	0			0		0				
合 計	0		980,000	980,000	100.00	0		980,000		980,000
【仕入高（補助）】 712										
補助コード指定なし	0	980,000		980,000	100.00	0		980,000		980,000
A社（通格） 001	0			0		0				
B社（不期） 002	0			0		0				
C社（免脱） 003	0			0		0				
D社（特別） 004	0			0		0				
E社（通格） 005	0			0		0				
合 計	0	980,000		980,000	100.00	0		980,000		980,000

インボイス

コード摘要

コード摘要登録・訂正

コード摘要

カーソル移動設定: 横移動 縦移動

No.	摘要	課税	税率	入力	請求	帳簿のみ保存の特例
021	A社 (適格)				1:あり	
022	B社 (不明)				9:不明	
023	C社 (免税)				4:控除	
024	D社 (特例)				3:特例	6:古物商特例
025						

コード摘要一覧表

月分	摘要	税率	特例
001 1月分	021 A社 (適格)		有
002 2月分	022 B社 (不明)		不
003 3月分	023 C社 (免税)		控
004 4月分	024 D社 (特例)		特
005 5月分	100 JF	込自%40	特
006 6月分	101 出張	込自%40	特
007 7月分	102 お茶代 (外注、下請けの方)	込軽8%40	特
008 8月分	103 入場料 (〇〇社)	込自%40	特
009 9月分	104 切手等	込自%40	特
010 10月分			
011 11月分			
012 12月分			

削	決	No.	月	日	借方	貸方	金額	摘要							
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マ
		7	10	1	7143	仕入高(摘要)		111	現	金	50,000	C社 (免税)			
						税込 10%	40	80控			46,364				
						税外 0%	0	以外	内		3,636				

「帳簿のみ保存の特例」の入力... * +番号(付番号) *を入力し、[Enter]キーを押します。
1行上の仕訳伝票の内容をコピー... * * *を入力し、[Enter]キーを押します。

確認

インボイス

キー摘要

キー摘要登録・訂正

キー摘要

カーソル移動設定: 横移動 縦移動

No.	キー	摘要	入力	請求	帳簿のみ保存の特例
1	ｼｲ	A社 (適格)		1:あり	
2		B社 (不明)		9:不明	
3		C社 (免税)		4:控除	
4		D社 (特例)		3:特例	6:古物商特例

キー摘要一覧表

キー項目	摘要内容1	摘要内容2
ｼｲ	01 A社 (適格)	有
	02 B社 (不明)	不
	03 C社 (免税)	控
	04 D社 (特例)	特

削	決	No.	月	日	借方	貸方	金額	摘要							
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マ
		1	10	1	7143	仕入高(摘要)		111	現	金	50,000	C社 (免税)			
						税込 10%	40	80控			46,364				
						税外 0%	0	以外	内		3,636				

「帳簿のみ保存の特例」の入力... * +番号(付番号) *を入力し、[Enter]キーを押します。
1行上の仕訳伝票の内容をコピー... * * *を入力し、[Enter]キーを押します。

確認

参考 1 通信時の注意

財務【Ver.R05.1】リリース前後の通信は特に注意が必要です。

会計事務所側（または顧問先側）で補助や摘要を登録した場合など、登録済の側から出力(送信)されたマスタを取込(受信)し、双方で登録内容が一致するようにしてください。

未登録側からのマスタを取込(受信)した場合は登録した情報が上書きされます。

マスタ更新は会計事務所主導の例



会 社



<財務【Ver.R05.0】>現状の例

仕訳のみの場合 経理【Ver. R04. 0】～やりとり可能

- 取込（受信）処理 ・仕訳のみ
- 仕訳確認・訂正
- 出力（送信）処理 ・仕訳のみ

<経理【Ver.R04.0】～経理【Ver.R05.0】>

- 日々の仕訳入力
- 出力（送信）処理 ・仕訳のみ
- 取込（受信）処理 ・仕訳のみ

<財務【Ver.R05.1】リリース後>

財務【Ver.R05.1】セットアップ

仕訳のみでも 経理【Ver. R05. 1】以外はやりとり不可

取込（受信）処理 ・仕訳のみ

- 出力（送信）処理 ・仕訳のみ
- 経理【Ver.R05.1】セットアップ
- 出力（送信）処理 ・仕訳のみ

リリース前後 共通の POINT

- 運用決定 ・補助／摘要 で管理など
- 出力（送信）処理 ・マスタ(&仕訳)

運用変更で補助や摘要等を追加した場合は
マスタを揃える

取込（受信）処理 ・マスタ(&仕訳)

出力設定

出力データ : 共通データ 顧問先データ

財務出力区分 : マスタ 仕訳

「免税業者からの課税仕入れに係る経過措置」の使用区分が異なった状態（マスタ不一致）で「仕訳のみ」のやりとりをおこなうと・・・

会計事務所

80控



会社

控80

<基本情報【消費税処理設定】>

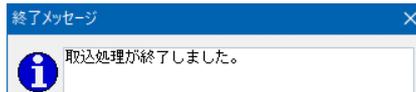
適格請求書等保存方式 - 仕入税額控除の経過措置の設定

- 経過措置の終了後も値引・返品等で使用する
- 経過措置の税額を期末振替する請求区分を使用する

90003 顧問先		法人		令和4年11月1日 ~ 令和5年10月31日															
月次	期数(S)	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	決算	翌				
17	10	1	7141	仕入高(免税)										111	現	金	1,100,000		
				税込 10%										40	80控			内	80,000

<顧問先情報 出力処理>

取込までエラー表示はありません。



区分「4」をつけて入力した仕訳はそのまま取り込まれます。「5」で管理する場合は個別に訂正する必要があります。

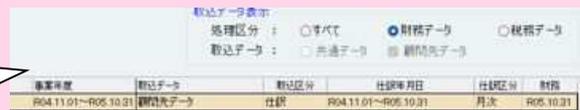
<基本情報【消費税処理設定】>

適格請求書等保存方式 - 仕入税額控除の経過措置の設定

- 経過措置の終了後も値引・返品等で使用する
- 経過措置の税額を期末振替する請求区分を使用する

90003 会計事務所		法人		令和4年11月1日 ~ 令和5年10月31日															
月次	期数(S)	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	決算	翌				
24	10	1	7144	仕入高 6										413	買	掛	金	1,100,000	
				税込 10%										40	控80			内	100,000
														003	社(免税)				

<顧問先情報 取込処理>



<基本情報【消費税処理設定】>

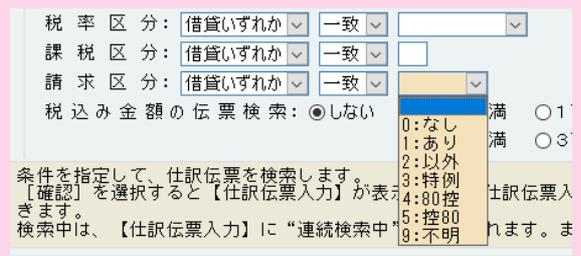
適格請求書等保存方式 - 仕入税額控除の経過措置の設定

- 経過措置の終了後も値引・返品等で使用する
- 経過措置の税額を期末振替する請求区分を使用する

<仕訳入力画面>

90003 顧問先		法人		令和4年11月1日 ~ 令和5年10月31日															
月次	期数(S)	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	決算	翌				
17	10	1	7141	仕入高(免税)										111	現	金	1,100,000		
				税込 10%										40	80控			内	80,000

チェック画面より、請求区分を選択して検索し、1仕訳ずつ区分の訂正をおこなってください。



参考2 【電子帳簿保存法】 電子取引データ保存方法の確認について

申告所得税・法人税に関して、帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

■ どのようなデータの保存が必要なのか

- ・紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- ・あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければなりません。
- ・受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存をする必要があります。

■ どのように保存する必要があるのか

- ・改ざん防止のための措置をとる必要があります。
 - ・「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
 - ・ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。
- ※保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

■ 帳簿書類等の保存期間は？

法人は、帳簿（注1）を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成または受領した書類（注2）を、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間（注3）保存しなければなりません。

（注1）「帳簿」には、例えば総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳などがあります。

（注2）「書類」には、例えば棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書などがあります。

（注3）青色申告書を提出した事業年度で欠損金額（青色繰越欠損金）が生じた事業年度または青色申告書を提出しなかった事業年度で災害損失金額が生じた事業年度においては、10年間（平成30年4月1日以前に開始した事業年度は9年間）となります。

■ 詳しくは、電子帳簿等保存制度特設サイトに掲載されています。

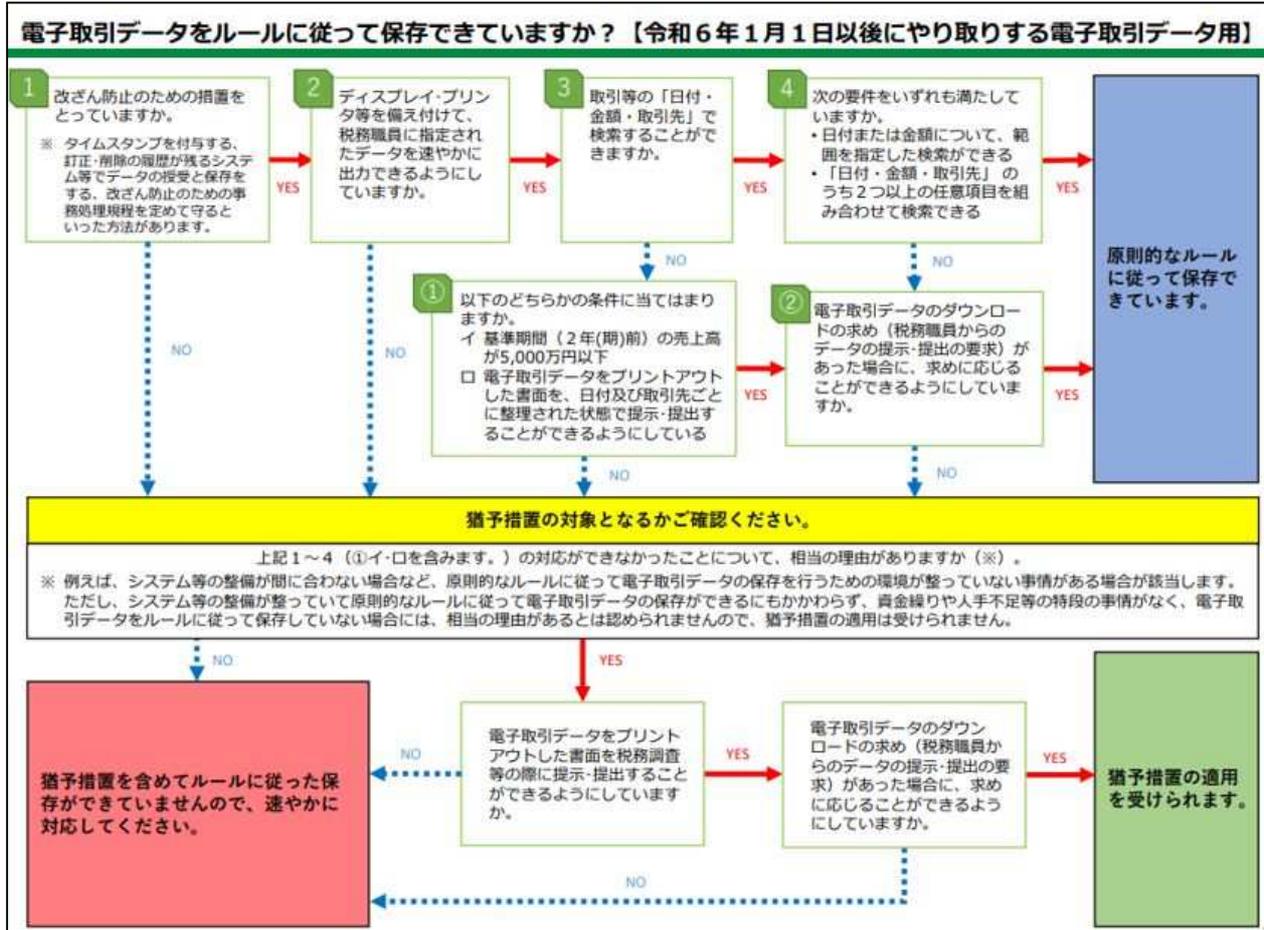
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>



2023年10月
インボイス制度開始

2024年1月
電子取引データ保存義務化開始

電子取引データ チェック用フローチャート



出張費、備品の購入等、個人宛てに届く領収証等も、会社でまとめて保管する仕組みをとっておく必要があります。



電子データで受領したインボイスは・・・



e-PAP スマート・ストレージをご利用いただくと、データがクラウド上のストレージに保存され、外出先からの確認も可能になります。また、事務所とのファイル共有にも便利です。

スキャナ機とあわせてご利用いただくと、読み取ったデータをそのまま保管することも可能です。

e-PAP スマートストレージは 「訂正削除履歴の確認」と「検索機能の確保」の要件を満たしており、国から電子取引ソフト法的要件認証である『JiIMA 認証』を受けています。



スマート・ストレージ
詳しくはこちら



スマート・インプット
詳しくはこちら

(法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報

- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 X X X X
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 X X X X

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
 - 二 取引伝票番号
 - 三 取引件名
 - 四 取引先名
 - 五 訂正・削除日付
 - 六 訂正・削除内容
 - 七 訂正・削除理由
 - 八 処理担当者名
- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和○年○月○日から施行する。

(個人事業者の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

準備編掲載以外に、準備をしておく点などをまとめています。

① 仕入税額控除の仕入れ先管理の準備

インボイス制度対応 顧客・取引先管理表 Office テンプレートなどを活用し、仕入先を整理しておく
と、取引先がインボイス制度の適格請求書発行事業者であるかの確認がすぐにおこなえ、入力の際に便利
です。

出典：マイクロソフト Office テンプレート「インボイス制度対応 顧客・取引先管理表」

<https://www.microsoft.com/ja-jp/office/pipc/template/result.aspx?id=14617&31>

取引先一覧表

取引先コード	会社名	適正請求書発行事業者	登録者公表サイト 最終確認	担当者名
		○	20XX年X月X日	
		×		

国税庁 インボイス公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

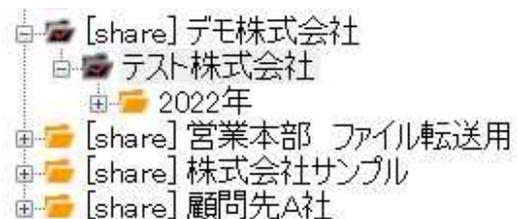
② 現状のデータ確認

- 『顧問先情報』で適格請求書発行事業者の登録番号が入力されているか。
- 『31. 基本情報登録・訂正』の【消費税処理設定】での設定はされているか。
免税事業者／課税事業者
自動振替、（年一括の場合）年一括振替計算方法、消費税の算出方法、
経過措置の税額を期末する場合はチェック 等
- 「請求区分」の管理方法決定のための、現状のデータの設定確認（次ページ参照）
 - 仕入得意先等の確認 補助一覧表出力
 - 使用している摘要の確認 連想摘要一覧表出力

③ 電子帳簿保存への対応準備（第4章応用編 参考2参照）

電子で受け取った領収書データの保管方法等の業務フローなど事前に決めておくと2024年1月以降
の義務化後も慌てずに済みます。

例) スマート・ストレージ



i グループメニュー【04. 補助管理処理】の『51. 補助集計表出力』で、補助を設定済の勘定科目や補助コードの内容を確認することができます。

プレビュー準備が完了次第すぐに表示する 部数加算 部数クリア

プリンタ設定 ※リダイレクトプリンタ選択中
 使用するプリンタ: NEC Color MultiWriter 4F150 プリンタ設定
 カラー区分: 白黒

出力方法: 印刷 プレビュー PDF Excel

複数ページ印刷: 通常 2面印刷

出力区分: 当期 翌期

出力月: [9] 月

決算仕訳: 含む 含まない

金額単位: 円 千円

残高のない科目
出力しない 出力する

帳表名称: 補助集計表 部数: 1部

科目範囲: [] ~ []

除外科目

コード	勘定科目名称

残高のない科目も出力すると
 入力済の補助がすべて出力できます。

補 助 集 計 表

00001 4章まで説明用 自 令 和 4 年 11 月 1 日
至 令 和 5 年 10 月 31 日 令 和 5 年 9 月 現在 11ヶ月目 単位 円 1頁

勘定科目	前月残高	当 月 発 生		当月残高	構 成 比	期 首 残 高	構 成 比	当 期 集 計	
		借方発生	貸方発生					借方累計	増 減
【買 掛 金】 413	0		980,000	980,000	100.00	0		980,000	980,000
補助コード指定なし	0			0	0	0			
A社(通格) 001	0			0	0	0			
B社(不明) 002	0			0	0	0			
C社(免税) 003	0			0	0	0			
D社(特例) 004	0			0	0	0			
合 計	0		980,000	980,000	100.00	0		980,000	980,000
【仕 入 < 補 助 >】 712	0	980,000		980,000	100.00	0		980,000	980,000
補助コード指定なし	0	980,000		980,000	100.00	0		980,000	980,000
A社(通格) 001	0			0	0	0			
B社(不明) 002	0			0	0	0			
C社(免税) 003	0			0	0	0			
D社(特例) 004	0			0	0	0			
E社(通格) 005	0			0	0	0			
合 計	0	980,000		980,000	100.00	0		980,000	980,000

Excel で出力もできるので、管理の際に加工して利用が可能です。

補 助 集 計 表

科目名称	前月残高	当 月 発 生		当月残高	構 成 比
		借方発生	貸方発生		
【買 掛 金】 413	0		980,000	980,000	100.00
補助コード指定なし	0			0	0
働エッサム 001	0			0	0
A社(通格) 002	0			0	0
B社(不明) 003	0			0	0
合 計	0		980,000	980,000	100.00
【仕 入 < 補 助 >】 712	0	980,000		980,000	100.00
補助コード指定なし	0	980,000		980,000	100.00
働エッサム 001	0			0	0
A社(免税) 002	0			0	0
B社(特例) 003	0			0	0
合 計	0	980,000		980,000	100.00
【売 上 高 3】 814	0			0	0
課税売上 001	0			0	0
非課税売上 002	0			0	0
合 計	0			0	0

ii グループメニュー【01. 事前登録処理】→「34 摘要登録・訂正」【連想摘要】画面で入力済の摘要語句、課税区分、税率区分など内容を確認することができます。

連想一覧表出力

00001 インボイス経理 法人 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

プリンタ設定 プレビュー準備
 使用するプリンタ: DocuWorks Printer プリンタ設定
 カラー区分: カラー

出力方法: 印刷 プレビュー PDF

複数ページ印刷: 通常 2面印刷

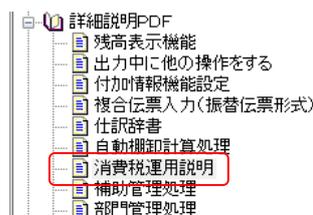
科目範囲
 ~

科目範囲を設定すると、確認したい科目のみを表示できます。

連 想 摘 要 一 覧 表

科 目	摘 要	フリガナ	課税区分	税率区分	入力区分	請求区分
737 旅費 交通費	01 定期券代	ライケウケイ	40	自動設定	税込み	特例
	02 通勤費代	カウムシケイ	40	自動設定	税込み	特例
	03 出張日当	シヤツクノコトウ	40	自動設定	税込み	特例
	04 出張旅費	シヤツクノホヒ	40	自動設定	税込み	特例
	05 海外出張旅費	カイガイノコソホ	0			
	06 出張旅費精算	シヤツクノカカリ				
	07 有料道路代	カウガイノカウ				
	08 駐車料	カウチヤウリョウ				
	09 切符代	キョウビケイ				
	10 タクシー代	タクシヤケイ				
	11 食事代	シヤクノケイ				
	12 宿泊代	シヤクノケイ				
	13 航空料金	カウクウコウケン				
	14 支度金	シヤクケン				
	15 査証代	シヤクケイ				
	16 旅券交付手数料	リョウケンカウブツノカウ				
	17 予約接種代	リョクシヤクセツケイ				
	18 滞在費	タイガイ				
	19 回数券	カウケン				
	20 地下鉄料金	カウチヤクケン				
	21 パス代	パスケイ				特例

付録



仕訳入力例

仕訳の起票例が確認
[仕訳入力例\(PDF\)》](#)

上記とあわせて、『消費
[国税庁ホームページ](#)

経理処理における仕訳例

⑥売手が負担する振込手数料等の取扱いについて

売手が負担する振込手数料を支払手数料科目で処理をする場合の仕訳は課税区分 [2 0] を使って次のようにおこないます。

■ 税 込 ■

支払手数料 (課区) / 売掛金 (課区)	440
2 0 0	

■ 税 抜 ■

支払手数料 (課区) / 売掛金 (課区)	400
2 0 0	
仮受消費税等 (課区) / 売掛金 (課区)	40
2 0 0	

※『e-PAPユーザーラウンジ』で、詳しい入力方法を掲載しています。

[TOP](#) ▶ [e-PAPユーザーラウンジ](#) ▶ [ワンポイントアドバイス](#) ▶ [財務・経理](#) ▶ [インボイス制度施行後の売手が負担する振込手数料等の取り扱いについて](#)

インボイス制度施行後の売手が負担する振込手数料等の取り扱いについて

インボイス制度施行後の売手が負担する振込手数料等の取り扱いについて

売手負担の振込手数料は、発注前に書面等で合意がある上で、商品の販売代金等の支払いの際に振込手数料を差し引いて支払った分の振込手数料のことです。インボイス制度前は、3万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除ができるため、請求書等を保存する必要はありませんでした。インボイス制度後は、3万円未満の取引の帳簿のみ保存の特例が廃止されるため、運用の見直しが必要です。

5. 免税業者からの課税仕入れに係る経過措置

経過措置の税額を期末振替する請求区分 (控 80) を使用している場合

発生時 (100%) で計上

消耗品費 (請区: **控 8 0**) / 現預金 1,000

仮払消費税等 (請区: **控 8 0**) / 現預金 100

期末時

割戻計算の場合……

雑損失 (課区) / 仮払消費税等 (課区・請区) 20
0 8 0

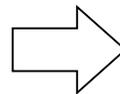
積上計算の場合……

雑損失 (課区) / 仮払消費税等 (課区・請区) 20
0 4 0、控 8 0

帳簿のみ保存の特例区分

特例区分	特例区分名称	帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引
0	公共交通機関特例	適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
1	出張旅費等特例	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）
2	自動販売機特例	適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
3	回収特例	適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引 （適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送に該当するものを除きます。）
4	郵便切手等特例	適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）の取得
5	質屋特例	質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得
6	古物商特例	古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当する者に限ります。）の購入
7	再生資源等特例	適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
8	宅地建物特例	宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

請求書等有無区分	
0	請求書なし
1	適格請求書あり
2	課税仕入以外の取引
3	帳簿のみ保存の特例
4	80%控除対象
9	不明



帳簿のみ保存の特例		
+0	公共交通機関特例	税込3万未満
+1	出張旅費等特例	
+2	自動販売機特例	税込3万未満
+3	回収特例	
+4	郵便切手等特例	
+5	質屋特例	
+6	古物商特例	
+7	再生資源等特例	
+8	宅地建物特例	

0. 公共交通機関特例

旅費交通費（請区） / 現預金 20,000 （帳簿のみ保存の特例）
 3 帳簿のみ保存の特例 0. 公共交通機関特例

借方				貸方				金額	摘要					
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
737	旅費交通費				117	普通預金1				20,000	3万未満のJR、地下鉄、バス、モノ			
001	3万未満	JRバス他												
	税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	1,818	公共交通機関特例			

1. 出張旅費等特例

旅費交通費（請区） / 現預金 30,000 (帳簿のみ保存の特例)
3 帳簿のみ保存の特例 **1. 出張旅費等特例**

借方					貸方					金額	摘要			
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
737	旅費交通費				111	現金				30,000	出張旅費、宿泊費、日当			
004	出張旅費、宿泊費													
	税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	2,727	出張旅費等特例		

2. 自動販売機特例

接待交際費（請区） / 現金等 1,500 (帳簿のみ保存の特例)
3 帳簿のみ保存の特例 **2. 自動販売機特例**

借方					貸方					金額	摘要			
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
747	接待交際費				111	現金				1,500	お茶代（外注先、下請けの方）自販機			
	税込	軽8%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	111	自動販売機特例		

3. 回収特例

接待交際費（請区） / 現金等 5,000 (帳簿のみ保存の特例)
3 帳簿のみ保存の特例 **3. 回収特例**

借方					貸方					金額	摘要			
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
747	接待交際費				111	現金				5,000	取引先接待費（施設入場料、入館料）			
	税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	454	回収特例		

4. 郵便切手等特例

通信費（請区） / 現金等 200 (帳簿のみ保存の特例)
3 帳簿のみ保存の特例 **4. 郵便切手等特例**

借方					貸方					金額	摘要			
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
738	通信費				111	現金				200	切手・ハガキ代			
	税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	18	郵便切手等特例		

5. 質屋特例

仕入（請区） / 現金等 200,000 (帳簿のみ保存の特例)
 3 帳簿のみ保存の特例 5. 質屋特例

借 方					貸 方					金 額	摘 要			
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
712	仕入<補助>				111	現			金	200,000	○質店			
004	○質店（特例）													
	税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	18,181	質屋特例		

6. 古物商特例

仕入（請区） / 現金等 110,000 (帳簿のみ保存の特例)
 3 帳簿のみ保存の特例 6. 古物商特例

借 方					貸 方					金 額	摘 要			
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
712	仕入<補助>				413	買			掛 金	110,000	○○太郎			
003	B社（特例）				003	B			社					
	税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	10,000	古物商特例		

7. 再生資源等特例

仕入（請区） / 現金等 5,000 (帳簿のみ保存の特例)
 3 帳簿のみ保存の特例 7. 再生資源等特例

借 方					貸 方					金 額	摘 要			
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
712	仕入<補助>				132	売			掛 金	5,000	プラスチック			
003	B社（特例）													
	税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	454	再生資源等特例		

8. 宅地建物特例

建物（請区） / 現金等 6,000,000 (帳簿のみ保存の特例)
 3 帳簿のみ保存の特例 8. 宅地建物特例

借 方					貸 方					金 額	摘 要			
コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
211	建			物	117	普			通預金 1	6,000,000	建物の購入			
	税込	10%	40	特例		税外	0%	0	以外	内	545,454	宅地建物特例		

ユーザーラウンジの動画マニュアル紹介



「e-PAPユーザーラウンジ」には関連動画へのリンクや、資料もあわせてアップされています。また、よくいただく質問も掲載しています。

講習会の内容をご視聴いただけます！

修正強化顧問先経理①第1章 準備編

※Microsoft Edge等で視聴いただけない場合はGoogle Chromeでご覧ください。

更新日：2023年9月15日

1 準備編

インボイス制度とは・・・
令和5年10月に開始される「適格請求書等保存方式（以降、インボイス制度）」とは、複数税率に対応した消費税額の仕入税額控除の方式です。インボイス制が仕入税額控除インボイス制インボイス制「適格請求書等保存方式」として登録した際に登録番号が付けられます。

税法	消費税込額	軽減税率導入	インボイス制度導入
在昔	平成14.1	平成19.4.1	令和5.10.1

税務・経理 給与計算 マイナンバー サービスバック その他

<https://kaikai-hiroba.com/papuser/videomanual/taxreform/014315.php>

《FAQ 検索利用例》

各画面右上にFAQボタンがあります。

例) 『インボイス』に関する内容を「財務・経理」・「よくある質問」「ワンポイントアドバイス」「動画マニュアル」を含めて検索する場合

システムを変更して検索することも可能です。

財務・経理
財務・経理
給与計算
マイナンバー
サービスバック
スマート・ストレージ
その他

経理システムでFAQボタンを押すと、財務・経理が初期値で選択されています。

財務・経理

『インボイス』を含む「ワンポイントアドバイス」「動画マニュアル」のそれぞれの検索結果が一覧で表示されます。

検索語句『インボイス』の当サイト内検索結果
『インボイス』を含むページは、以下のページ一覧で見つかりました。一覧は概要形式で表示されていますので、詳細は各リンク先をご参照願います。

改正強化顧問先経理①第1章 準備編
インボイスについての簡単な概要をまとめています。【8分7秒】 ※企業の方や顧問先様向けの内容です。 ※自動音声で作成しています。 資料【P.1-6】 ※お手元に資料をご用意のうえご覧ください。

改正強化顧問先経理②第2章～第4章 顧問先情報・仕訳入力・応用編・まとめ
顧問先経理でのインボイスに関係する各種設定画面、仕訳入力画面では、さまざまな請求書からの入力例をもとにポイントを説明しています。会計事務所の方と相談して決定していただくよい事項などについてもまとめています。【31分27秒】 自動音声で作成しています。 仕訳入力例題3について・・・消費税の仕訳は省略しています。 資料【P.7】 ※お手元に資料をご用意のうえご覧ください。

『インボイス』を含むページは、以下のページ一覧で見つかりました。一覧は概要形式で表示されていますので、詳細は各リンク先をご参照願います。

総勘定元帳や仕訳日記帳を出力すると金額欄の下段に括弧書きで消費税額が表示されるのですが？
【質問】 総勘定元帳や仕訳日記帳を出力すると金額欄の下段に括弧書きで消費税額が表示されるのですが？【回答】 財務会計（経理）システムVer.R05.1（インボイス制度改正対応版）では総勘定元帳や仕訳日記帳において、税込仕訳の金額欄に括弧書きで消費税額が表示されるようになりました。

【便利機能ご紹介】インボイス制度に対応しました！入力やチェックをサポートする強化をおこないました！
令和5年10月1日以降のインボイス制度開始に伴う仕訳伝票入力に対応しました。 仕訳伝票の日付が“令和5年10月1日以降”の場合は、「請求書等有無区分」の入力ガイドにインボイス制度関連の区分が表示されま...

【便利機能ご紹介】顧問先基本情報【消費税】に『適格請求書発行事業者情報』欄を追加しました！インボイス制度に対応した設定等が追加されました！
顧問先基本情報の【消費税】画面に『適格請求書発行事業者情報』欄を追加しました。【顧問先・代表者】画面で入力した「適格請求書発行事業者登録番号」が表示されます。 事業年度に適格請求書発行事業者の登録開始...

動画マニュアル

よくある質問

ワンポイントアドバイス

『摘要』・『インボイス』と複数のキーワードでの検索も可能です。



複数のキーワードで検索する場合は、スペースキーを入れてください。

検索語句『摘要 インボイス』の当サイト内検索結果
『摘要 インボイス』を含むページは、以下のページ一覧で見つかりました。一覧は概要形式で表示されていますので、詳細は各リンク先をご参照願います。

インボイス制度施行後の売手が負担する振込手数料等の取り扱いについて
インボイス制度施行後の売手が負担する振込手数料等の取り扱いについて 売手負担の振込手数料は、発注前に書面等で合意がある上で、商品の販売代金等の支払いの際に振込手数料を差し引いて支払った分の振込手数料の...